

信用組合業態の根拠法と理念の在処との懸隔^{ありか}

— 協同組合理念と小零細事業者融資に勤しむ信用組合の実態との乖離と
後回しになった業界理念の探求 —

由 里 宗 之

1. はじめに—問題の所在と本論のアプローチ

(1) 信用組合から分岐した信用金庫の業態理念——筆者の直近の「業態理念史」論考

筆者は先の由里 [2021a] にて、1951年に制定された信用金庫法の「業態理念史」的背景を考察した。そこで見たように、同業態⁽¹⁾は戦前期においては、産業組合の一種たる「市街地協同組合」であったこと、それゆえ産業組合中央会の指導下に置かれ、「協同組合」としてのあり方と市街地の一般民にも開かれた「金融機関」としての実態との狭間で悩んだ前史を持つ。そして戦後1949年に制定された中小企業等協同組合法のもと「信用(協同)組合」⁽²⁾となった際には、「金融機関である前に協同組合である」との位置づけに対し大手・都市部の組合を中心に強く反発し、所轄官庁の大蔵省と協力し2年ほどで「信用金庫」業態として「分離独立」したのであった。

かくして1951年以降、中小企業等協同組合法を業態根拠法とする「信用(協同)組合」と信用金庫法を業態根拠法とする「信用金庫」とが並立することとなった(その並立状況は今日まで続いている)。後者の信用金庫業態においては、由里 [2021a] 3節にて詳述したように「協同組合原則を金融機関原則に対し従属化させる」(同稿「図1」参照)

ことにより、「より一般銀行的な性格の強い中小企業の専門金融機関」(興産信用金庫三十周年記念誌編纂委員会 [1954]「戦後」p.20)たらんとする旧市街地信用組合業界(特に大手・都市部の諸組合)のたつての希望が実現した。

以上の内容の由里 [2021a] は、そもそも筆者の下記2つの「積年の疑問」を自ら考えようとして取り組んだものであった。

- 1) 信用金庫は、会員たる中小企業主たちの「(協同)組合」であるのか否か。
- 2) 信用金庫は、会員同士が協同して事業を行う場であるのか否か。

そして、その一応の答えとして、信用金庫法における制度設計(上記、由里 [2021a])、および同法制定後の当局者・業界中央組織(人)の言説(由里 [2021b] 5節)に鑑みて、信用金庫業態の制度的性格につき、次のような結論に至った。「信用金庫は、会員たる中小企業主たちが出資し議決権を持つ『協同組織』ではあるものの、彼らが『相互・協力』の行為を行う『協同の場』としての『協同組合』ではなく(少なくとも信用金庫の制度上は)、むしろ地域の利用者一般のための『金融機関』である」(由里 [2021b] p.64)。

(2) 業態根拠法に込められた当局発の業態理念——信用金庫の場合

以上のように、由里 [2021a, b] において

は1951年の信用金庫法制定前後の信用金庫業態の理念にかかる業界人・大蔵当局者（特殊金融課）の議論・認識を辿ったが、そこで筆者が認識を新たにさせられたことの一つは、「信用金庫業態の根拠法には同業態の理念にかかる当局の意図や期待が込められている」ということであった。本論で後に中小企業等協同組合法を取り上げるに先立ち、信用金庫法につき、そのことを簡記しておきたい。

【信用金庫業態の根拠法が述べる同制度創設の企図】

信用金庫法第1条（目的）⁽³⁾

「この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする。」

上記で一重下線を引いた部分には、前段で記した「信用金庫業態の制度的性格」の中の「地域の利用者一般（多数の非出資者）のための（公共性を有する）『金融機関』⁽⁴⁾」という企図が込められており、また二重下線を引いた部分には、「（出資者たる）中小企業に対する信用供与に専心する（利潤原則下の株式会社ではない）協同組織」という企図が込められていた（以後引用の法文を含め下線は全て引用者が引いたもの）。そのように、業態根拠法に大蔵当局が制度的企図を込めたケースとしては、信用金庫法と同じ1951年に制定された相互銀行法も挙げることができる⁽⁵⁾。

本論執筆の2021年は、信用金庫法が制定・公布された1951年からちょうど70年に当たるが、『信用金庫』誌が2021年6月号をその「記念号」にするということで、筆者も業態史的な視点から拙稿（由里 [2021c]）を寄せた。同稿執筆時点で由里 [2021a, b] はほぼ完成していたので、同稿（すなわち由里

[2021c]）執筆のポイントは、「業態根拠法を含めた信用金庫業態の発足当初の理念から、今の信用金庫人たちにとって実践的に有用と思われる『経営・業務理念』をどう引き出すか」ということになった。そして、詳しくは同稿をご覧くださいでしたが、信用金庫業界が「経営・業務理念」の基にすることができる業態特性として、以下を提示した。

【信用金庫業界が経営・業務理念の基にすることができる業態特性】（由里 [2021c] p.13）

信用金庫は、『①協同組合でない協同組織』、そして『②地域の人々が頼れる金融機関』という二つの特性を有する金融機関である。

(3) 協同組合として「相互扶助的金融」を期待された信用組合

ここでいよいよ、「信用組合の業態根拠法と理念」という本論の本題に入りたい。筆者の本論の課題は、上の(2)で信用金庫について筆者の近時の論考の考察結果をまとめたのと同様の考察を信用組合業態に関して行うことであり、それは基本的には、下記1)・2)となる。

- 1) 信用組合の業態根拠法に当局者が込めた信用組合制度の企図と業態発足時の業態理念とを考察すること
- 2) 業態草創期（概ね10年間）の信用組合人たちが有していた「経営・業務理念」につき、上記の制度創設時の（当局発の）企図と実際の業界理念との整合性如何を論じること

ただし信用組合の場合、上の1)の「業態根拠法」は、信用金庫における信用金庫法のように一つの法律に絞りきれないという問題がある。既に本論の冒頭近くで述べたとおり、中小企業等協同組合法は「信用組合」を「金融機関である前に協同組合である」と位置づけ、同法自体は中小企業の協同組合一般に関するものであり、単独では「信用組合という金融業態の根拠法」と言いがたいからで

ある。中小企業等協同組合法（以下「協同組合法」と略す）と同時に特に信用組合のために制定されたのが「協同組合による金融事業に関する法律」（以下「金融事業法」と略す）であり、以下、それら両法の第1条（目的）の条文を引用する。（なお、本論の以下でそれら両法をまとめて呼ぶ場合、「（信用組合の）業態根拠法二法」との略称を用いる。本文と末尾注との間に【本論で用いた略称の一覧】を設けたので参考にせられたい。）

【協同組合法が述べる中小企業等協同組合制度創設の企図】

協同組合法第1条（目的）

「この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。」

【金融事業法が述べる信用組合（監督上）の企図】

金融事業法第1条（目的）

「この法律は、協同組織による金融業務の健全な経営を確保し、預金者その他の債権者及び出資者の利益を保護することにより一般の信用を維持し、もって協同組織による金融の発達を図ることを目的とする。」

（なお、上記の条文を含め、本論の以下では、表記法的に戦前と現代との過渡期にあった昭和20年代の資料が頻出するが、読み手に一見誤植に見えかねない以下の3点は、現代式・横書き的な表記に書き換えることを原則とした。①漢字旧字体は新字体に置き換え、②暦年・数量を示す漢数字はアラビア数字に置き換え、③「用いなかつた」等の拗音表記は「用いなかった」等と書き換えた。なお、常用漢字表外の漢字の読み方などにはふりがなを付した。）

上記2つの引用条文では、先の(2)における信用金庫法の「目的」条文と同様、「金融機関」に関係する文言には一重下線を、また「中小企業組合員に資する協同組合」という企図に関すると思われる文言には二重下線

を引いている。信用組合の業態根拠法二法の「目的」条文におけるそれらの文言に、信用金庫法におけると同様、信用組合業態の「経営・業務理念」が読み取れるかどうか、以下、a) 金融機関として、b) 中小企業に資する協同組織として、の2つの側面において検討したい。

a) 「金融機関」としての「経営・業務理念」が読み取れるか？

信用金庫法の「目的」条文と比較すると、「金融機関」に関係する一重下線の文言（金融事業法のみ表れる）は、信用金庫法には存する「貯蓄の増強に資する」および「金融業務の公共性」という文言はない。金融事業法の「目的」条文には、「信用組合が対組合員のみならず他の金融機関との多様な債権・債務関係などを問題なく履行していけるように」という「信用秩序維持」の企図——それは「信用組合業態の「目的」というよりは「金融監督当局の“目的”というべきであろう——がより強く表われているように思われる⁽⁶⁾。

ここから、「信用金庫業界が信用金庫法から金融機関としての『経営・業務理念』を引き出し得たように、信用組合業界は金融事業法から金融機関としての『経営・業務理念』を引き出し得たのかどうか」（少なくとも「目的」条文上は明らかではない）ということが、考察の一つの課題として浮かび上がってこよう。

b) 「中小企業に資する協同組織」としての「経営・業務理念」が読み取れるか？

他方、「（出資者たる）中小企業に資する協同組合」に関係する二重下線を引いた文言については、「国民大衆のために金融の円滑を図り」という文言のみがあった信用金庫法の「目的」条文——そこにも注5に記したように「中小企業者のための金融」という当局者の企図は込められていたが——に比べ、信用

組合の業態根拠法のほうがより多く、よりきめ細かな文言を有している。特に、協同組合法のほうの「相互扶助の精神に基き協同して事業を行うため(の)組織」であること、そして「これらの者(組合員)の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図る」ことが組織の目的である、という2つの文言である。

それでは、このような(信用金庫法よりも)内容豊かな協同組合法から、信用組合業界は中小企業組合員に資する協同組合としての「経営・業務理念」を容易かつ明確に引き出し得たのか、ということ、これもまた単純には言い切れまい。

そもそも、当時存在していた中小企業の協同組合の大半は、山本 [2005] p.75 が述べるように同業種の中小企業からなる組合であり、同業種であるからこそ共同での購入・生産・加工・販売ならびにそれら「共同(経済)事業」のための共同施設の設置が可能で、また経済的利点もあった。協同組合法も「中小企業者が相互扶助の精神に基づいて共同事業を行うことによって、中小企業に市場における有効な競争単位として大企業と対等な立場で取引するための基盤を形成させようとする」(同 p.65) 企図を有していた。

そして、上記の「(同業種の)中小企業者が相互扶助の精神に基づいて共同事業を行う」、当時においてその具体的なイメージはどのようなものであったのかは、豊田 [1953] (著者は元商工次官、同書刊行当時は商工中金理事長・日中連⁽⁷⁾会長で、戦後の中小企業政策への影響力大であった)の「優良組合の作り方」と題した次の引用文に一典型を見ることができよう⁽⁸⁾。

「…組合を作り、立派な共同施設を作ったが、宝の持ち腐れになるようなものも困る。(中略)全く自分等の親会社を作るような気持で組合を作り、運営していくことが、中小企業を合理化する根本策で

あり、活路だと思う。」(p.76)

「…今後の中小企業者はよほどしっかりした[組合]組織を作り、その中で[組合員中の]適材が、それぞれ分業的に研究し、創意工夫を凝らすことによって、真の経営合理化も技術の改善向上も出来るのである。場合によっては更に計理士・税務士などを囑託にして、法律、制度の改正等にも即応した手が迅速に打ってゆかれる態勢を整えるべきである。」(p.78)

以上、山本 [2005] および豊田 [1953] から分かるのは、中小企業等協同組合法の「目的」条文にある「相互扶助の精神に基き協同して事業を行う」その行為主体は、組合員たる中小企業者自身であり、当該協同組合は原則的に組合員が組織運営主体を務めるものである、ということである(もとより、条文を素直に読めばそうなるが)。しかしその場合、信用組合の役職員の側が同「目的」条文のそのような趣旨を真摯に受け止めようとすればするほど、「自分たち信用組合役職員が『組織運営主体』となろうとすることは本筋から外れたことなのか?」という疑問が湧いてくる、というおかしな事態が生じてしまう⁽⁹⁾。

ここで、対比検討している信用金庫業態の根拠法(信用金庫法)における「目的」条文の規定を再度見るならば、「国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し…」(下線は先の(2)における引用のとおり)となっている。2つの二重下線部分のうち、後者の「協同組織による[信用金庫の制度…]」は、信用組合業態の協同組合金融事業法「目的」条文の「協同組織による金融の発達を図る」に対応していること、それを除けば信用金庫法の場合「国民大衆のために金融の円滑を図り」という短い句のみであることが判る。

しかしながら少なくとも、「国民大衆のために金融の円滑を図[る]」その実際の行為

主体が信用金庫業界の個々の金庫であることは信用金庫法「目的」条文では明確であり、それによって小原〔1970〕（筆者は1951年当時城南信用金庫専務理事、1956年同金庫理事長、1966年全国信用金庫協会会長）からの次の引用文が示すように、当時の信用金庫の役職員たちの恐らく少なからずが金庫運営上、明快な（心に響く）励ましを得たことも事実であったろう。

「〔1951年10月信用金庫改組〕当時、私は『城南信用金庫』の機関誌創刊号でこう言っている。

『これからは、わざわざ、高いところ（銀行）へ土盛りをする愚かさを国民大衆にさせないような金融機関になろう』（改段落）折りから、朝鮮動乱の最中である。城南地区にも中小工場が、続々と誕生して資金需要は旺盛をきわめていた時だ。私は『城南信用金庫』と衣がえをしたのを契機に、『この中から、将来、日本経済を背負って立つような大企業をつくり出そう』という気持ちを、一段と強く持ったものである。』（pp.137-138）

それに対し、信用組合業界においては、先に掲げた信用組合の業態根拠法の文言——「組合員が相互扶助の精神に基づき主体的に事業を行う場」として信用組合を規定——からは、信用金庫におけるような役職員の心に響きモラル（志気）を高める明快な励ましは、得にくかったのではなからうか（同業者からなる「業域型」や同一事業体の従業員からなる「職域型」の諸信組を除き）。

以上、このb)の検討からは、信用組合の業態根拠法と業態理念との関係につき、次の考察課題が存すると言えよう。すなわち、「信用金庫業界が信用金庫法から中小企業に資する（協同組織）金融機関⁽¹⁰⁾としての『経営・業務理念』を引き出し得たように、信用組合業界は協同組合法・金融事業法から中小企業に資する協同組合組織の金融機関として

の『経営・業務理念』を引き出し得たのかどうか」（少なくともそれら二つの法律の「目的」条文上は明確ではない）という考察課題である。

(4) 先行研究等とその議論

由里〔2021a〕1節でも言及したように、信用組合・信用金庫の両業態を通じ、同時代的すなわち1950年代前後の研究・論考を除けば、業態根拠法にまでさかのぼっての理念（史）の検討例は僅少である。

そのような中、柴田〔2008〕は、信用組合と信用金庫とにおける「協同」の位置づけの有る無しを協同組合法と信用金庫法の制定時までさかのぼって論じた、近年では類例まれな論考である。同論は信用組合の協同組合的性格を強調することに主眼を置き、本論で先に引用した協同組合法の「目的」条文をも引用して、「信用組合は（信用金庫と異なり）まずもって協同組織なのであり、その共同事業として金融事業に携わる組織であり、『金融機関』との位置づけを先行させること自体がおかしい」との趣旨の議論を展開している。また、信用組合の業界誌に載せた論考を編集した落合〔2018〕のpp.62-64にも、信用組合と信用金庫の業態根拠法からする制度的相違につき歴史的な説明がある。

次に挙げるべきは、現在に至るまで、信用組合の業界中央組織が編纂した昭和戦後期（1970年代前半頃まで）の信組業界史に関する唯一の「正史」⁽¹¹⁾ともいえる『信用組合史：全国信用協同組合連合会20年史』（全国信用協同組合連合会20年史編集室〔1976〕）である。（なお、この業界史は編者名が長くかつ本論において相当頻出すること、また業界系統金融を扱う連合会の史書を兼ねているとはいえそれも業界史の一部に外ならないので、以下では単に『信用組合史』と記す。）

この『信用組合史』の第2部第4章第2節（pp.361-382）は、1957年から翌年にかけての金融制度調査会「協同組織による中小企業

金融に関する制度」専門委員会の議論に充てられているが、その総括部分において、「信用組合の（自己認識的）性格付け」につき相当踏み込んで、あえて「信用組合は相互扶助の精神に基づく中小企業者等の自律的組織であるとはいえない」（p.382、傍点引用者）と「見解表明」している。

そこには、『信用組合史』を1976年に刊行した信用組合業界自身の中に、筆者が上の(3)において序論的に試みた「信用組合の業態根拠法から信用組合業界の『経営・業務理念』が読み取れるかどうか」という問いかけに似た問題意識が存していたことが読み取れる。また『信用組合史』は、協同組合法についても「信用組合をこのような時代錯誤的理念に押し込めようとするところに無理があった」（p.382、傍点引用者）と批判的に評している。

本段のタイトルに「先行研究等」と記したように、『信用組合史』の上記部分などは、1957・58年金融制度調査会論議に関する「研究」というよりも「直接利害関係を有する金融業態が公表したポジション・ペーパー（主張表明文）」であり、それ自身「理念史」検討の資料として読むべきであろう。本論では後の4節(2)にて、『信用組合史』の当該部分を再度その視点から検討する。

以上、本論と問題意識をある程度共有する先行研究等を見たが、もちろん網羅的な文献サーベイではない。「信用組合を協同組合の一種として考察する」ことは、(a)「協同組織金融論と協同組合論」および(b)「中小企業金融論と中小企業組織化論」各々の交差・中間領域に位置する焦点の当て方とも言えるので、筆者が比較的良く知る(a)(b)各前者の協同組織金融論および中小企業金融論の両分野のサーベイのみならず、(a)(b)各後者の協同組合論および中小企業組織化論の両分野（それぞれ相当数の研究蓄積がある）のサーベイも必要であり、それに関しては「学習途上」⁽¹²⁾と申すしかない。

ただ、文字どおり「管見」の限りではあるが、協同組合論および中小企業組織化論の分野においては、協同組織金融論・中小企業金融論の分野に比べてもなおさら、「信用組合を中小企業等協同組合の一種として考察する」ような研究は見当たりにくいように思われる。その一つの理由として、「協同組織金融論と協同組合論」にせよ「中小企業金融論と中小企業組織化論」にせよ、漢字文言上はかなり共通点があるものの、「金融系」と「協同組合系」とは実際にはほぼ別個かつ相互関連も少ない研究者集団からなっており——農業分野における協同組織金融論・協同組合論をその明白な例外として——、協同組合論や中小企業組織化論の研究分野から信用組合に関心が向けられることが少ない、ということがあるのではなからうか。

(5) 本論の考察課題と2節以降の構成

先の(3)の検討から、信用組合の業態理念と業態根拠法二法（協同組合法・金融事業法）との関連につき、以下の二つの考察課題が浮かび上がった。

- a) 信用金庫業界が信用金庫法から金融機関としての「経営・業務理念」を引き出し得たように、信用組合業界は金融事業法から金融機関としての「経営・業務理念」を引き出し得たのかどうか。
- b) 信用金庫業界が信用金庫法から中小企業に資する（協同組織）金融機関としての『経営・業務理念』を引き出し得たように、信用組合業界は協同組合法・金融事業法から中小企業に資する協同組合組織の金融機関としての『経営・業務理念』を引き出し得たのかどうか。

なお、先の(3)の検討からは、上記a)・b)両者につき、業界（の個別金融組織）が業態根拠法から実効性のある「経営・業務理念」を引き出すことができたかどうかの考察上は、業態根拠法に、信用金庫法「目的」条文のような「役職員の心に響きモラル（志

気)を高める明快な励まし」が含まれているかどうかも着目すべき点であることが浮かび上がった。

そこで本論では、信用組合業態につき上記 a)・b) を考察するため、協同組合法の制定(1949年)前後から、信用組合・信用金庫両業態が初めて公式の制度問題論議の場(金融制度調査会「協同組織による中小企業金融制度」専門委員会)で「業態論議」を交わした1957～58年までの、約10年間の期間における信用組合(時に信用金庫)業界人・中小企業団体等の論客・当局者などの諸言説を、信用組合業界・中小企業団体等の動向とも関連づけつつ、追っていきたい。

その際、筆者として重視した視点は、上の(4)で見たように「信用組合を協同組合の一種として考察する」ような研究が少なかつたことにも鑑み、「協同化」を推進する中小企業全国団体およびその中核金融機関たる商工組合中央金庫——それらにとって「信用協同組合業界」は重要な構成メンバーであった——の見解を、特に上記 b) との関連で探ることである。そのような視点で意識的に「史実」を辿ろうとした研究は、『信用組合史』も含め管見の限りでは見当たらない。

以下、本論の構成の説明を兼ねて述べれば、まず2節では協同組合の一種としての信用組合という視点からの考察を行う。そしてまず、上記のような中小企業全国団体や商工組合中央金庫(以下「商工中金」)の諸論客が、中小企業の協同化・組織化さらにはその推進のための「系統金融」に関し相当議論を重ねていたこと、そして協同組合法の元での信用協同組合のあり方についてもビジョンと言いうるものもあったことを述べる。

もちろん、そのようなビジョンに、信用組合業界人にとって「明快な(心に響く)励まし」が含まれているかどうかは別問題であり、結論を予め申せば、協同組合法が信用組合業界人の心に概して響かなかつたのと同様、中小企業全国団体や商工中金の「協同組

合」・「協同組合のための系統金融」のビジョンも信用組合業界人の心に概して響きはしなかつたのであつた。その背景には、終戦までに「系統中央組織」の雄となつていた農林中金に比しても、商工中金の「系統中央組織」としての弱さが、(実務においてまた意識として)金融業界に身を置いていた信用組合業界人の目には明らかであり、また中小企業の協同組合化の進展も頭打ちの様相を呈し始めていた、ということがあつた。

そのような商工中金・中小企業協同化の問題点の指摘は、もちろん協同組合論・中小企業組織化論の分野からもなされていたが、筆者の見るところ大蔵省が商工中金との予算交渉に際し示した批判は(上記2つの研究分野では恐らく取り上げられていないものの)相当に的確かつ先鋭なものであつた。そして、同批判を当時大蔵省のオピニオン表明の場でもあつた『金融財政事情』誌上で読んだであろう信用組合人たちが、商工中金や中小企業協同化について一層客観視する見方に傾いた、ということも十分考えられる。

それでは信用組合業界人たちは、経営・業務に動しむにあたり、いったい何をよすがにしたのであろうか。本論の3節では、小零細企業融資に勤しみその原資をやり繰りする信用組合という視点からの考察を行う。当時の信用組合業界には「信用金庫の網の目でも掬えない」小零細事業者の資金ニーズが押し寄せ、それらを大量に掬い上げるため、信用組合は「資金の回し方」や職員管理にも長けざるを得ず、協同組合と言うよりも金融機関的な発達を辿りつつあつた。その中で「零細事業者にとっての絶対的に必要とされている」という自己認識それ自体が、個々の信用組合の「明快な(心に響く)励まし」になつたのではないかと論じる。

同節ではまた、本論が主として念頭に置いてきた(そして実際に業界内の比重も大きい)「地域型」信用組合のほかに、「業域型」・「職域型」の信用組合もあり、それらが協同

組合理念・実態とより親和的であったことも信用組合業界が共通の理念を固める困難度が増す要因になったことを述べる。

最後の4節では、まず最初の段にて、信用組合・信用金庫両業態が初めて公式の制度問題論議の場で「業態論議」を交わした、1957～58年の金融制度調査会「協同組織による中小企業金融制度」専門委員会における議論を取り上げる。そこでは、信用金庫業界が「信組業態の現状は信金化しつつあり、協同組合の特質を保つか、さもなければ信用金庫に転換すべき」と信組業態規制の見直しを求めたのに対し、信用組合の側は「協同組合の特質は保たれている」と反論した。それは3節で見た実情に照らせば違和感のある主張であったが、結局同専門委員会の中間答申においては信組業界側が「現状維持」を勝ち取った。

続けて、本論の諸知見と終章の議論に基づき、本論のタイトルである「信用組合業態の根拠法と理念の^{ありか}在処との懸隔」をどのように「修復」すれば良いのか、筆者なりの考えを述べる（「懸隔」という語には「本来繋がっていたもの」という意味合いが含まれている）。また併せて、信用組合業界の理念史へのさらなる取り組みの必要性等、今後に残された研究課題を述べ、結びとする。

2. 協同組合の一種としての信用組合 ——中小企業等協同組合法のビジョンと 立法後の現実

(1) 中小企業等協同組合法の背景にあった中小企業金融・中小企業振興のビジョン

前節(4)で見たように、信用組合業態の「正史」と言える『信用組合史』は、業態根拠法たる協同組合法について「信用組合をこのような時代錯誤的理念に押し込めようとするところに無理があった」(p.382)と述べる。この言辭は1957・58年金融調査会小委員会における議論(後に4節でより詳しく見る)

との関係で述べられているが、『信用組合史』の協同組合法制定(1949年)自体に関する記述(pp.83-105)⁽¹³⁾を見ても、「信用組合の業態根拠法としての協同組合法」に関する肯定的な評価は見られない。

歴史を綴るといふ営みは「自らの現在の必要に従って過去の事実を系統的に蒐集し分類する」ことであると言われる(フェーブル[1995] p.196)。さすれば、自らの業態史を綴るといふ営みも、それがなされた時点(『信用組合史』の場合1970年代半ば)における当該業態の「自らの現在の必要」を反映していることになる。逆に言えば、1976年刊の『信用組合史』が協同組合法を業態根拠法として肯定的に評価していないとしても、それは信用組合業界が1949年来ずっとそうであったことを示すものとは限らない。それゆえ、1949年以降の信用組合業界の言説——時には信用組合の種別による温度差まで——を、より細かく辿る必要があるのである。

そもそも、協同組合法に市街地信用組合を包含しようとした中小企業庁の側に、その時代の中小企業金融の必要性に対処しようとするビジョンがなかったわけではなかった。このことは、由里[2021a]の2節3(pp.94-96)において検討したので重複するが、本論(信用組合理念史)にとっては同稿(信用金庫理念史)におけるよりも一層重要な役割を持つゆえ、あらためて以下に書き記したい。

「本法案は中小規模の企業を、全体的にできるだけ競争力を強めて行くため、相互扶助による組織化をねらったものであり、(後略)」

「信用協同組合について組合制度を設ける理由は、(中略)できるだけ中小企業の中に相互的な金融の方途を講じ、少しでも困難な中小企業金融を緩やかにしようと考えたからである。(改段)一方中小企業自体の性格からして、金融力はそれ程多くないが、業種業態により資金需要

の時期またはその量のずれがかなりあり、そのため中小企業にとってはどうしても相互の金融が必要となってくる。(改段) そうした観点から、信用事業を中小企業の組織体の中から排除することは適当でなく、やはり協同事業と並行的に考える必要があるためである。」(以上、『信用組合史』p.93; 下線は引用者)

上の引用文は、1949年5月、協同組合法案の審議(衆議院商工委員会)の際に小笠政府委員(中小企業庁振興局長)が答弁した、上述の「中小企業金融のビジョン」の一端である。

特に2つめの角括弧内の答弁は、「市街地信用組合までも中小企業等協同組合法に含めるのはなぜか?」との議員の質問に対するものであるが、これについては、当時有力であった「協同組合主義」の潮流も併せ考えねば、その(当時における)説得力は理解しがたいであろう。次の引用文は、戦前からの工業組合の実践家で「協同組合主義」の代表的論客の一人であった川端巖⁽¹⁴⁾の手になるものである。

「…我国の伝統的商工組合制度から国際的な協同組合制度に転換したことは、組合史の上から著目すべき大転換であり、組合運動の将来に対して大きな理想に向けて進発したのである…。」

「中小企業者の預金は凡て信用協同組合に預けることゝすれば、事業資金が要の場合には信用組合から借入れることができる。…中小企業の自主的な運動によって、その社会的地位の向上を図ることができるのである。(改段) このことは農業では大体実行されていることである。」

「…農業金融には資金の需給に繁閑があって、米の収穫期には莫大な預金が集まるが、反対に端境期には預金が欠乏するということが常例である。商工金融の場合には、多数の業種が集合してできている

から殆んどその様なことがなく、預金と貸出との間に季節的繁閑が少ないということが出来る。(1文略) 中小企業一事業協同組合—信用協同組合—商工中金の線を確立すべきである。」

「…我々中小企業者は今後の中小金融の基調を協同組合主義に置くべきである…。」

「…新組合法に改組後の組合は、本来の協同組合として、統制組合組合の如き資材配給ができる訳ではなく…多くが共同販売、共同購入、共同工場、共同施設に向うことは当然であるが、さらに福利厚生とか教育事業に重点を置くようになるであろうが、この間において信用事業は最も重要な事業となるであろう。(改段)同志が相集って最も協同し得るものは信用事業である。」(以上、川端 [1949] pp.2-3; 下線は引用者)

上掲の引用文に続き、川端 [1949] は東京都商工組合協会が東京都などに宛て提出した「協同組合に依る中小企業金融対策」と題した要望書を掲載し、そこには協同組合の「連帯性」を活用し協同組合が融資申請者となる共同融資、協同組合による債務保証、組合の仕入・販売等の共同事業の所用運転資金に対する優先的な公的融資、さらには商工業者のための信用協同組合新設に対する東京都の支援などが訴えられている。

以上、川端巖の「協同組合主義」は、組合員事業資金の組合への集中や系統金融の確立といった戦前の産業組合の「組合主義」にも似た主張(それが都市部の商工業者の間では機能しにくいことも経験済みであったが)も含む一方、商工業者の資金難の打開のため協同組合を種々のかたちで活用する新規の提案も含んでいる。

また、上掲引用文のはじめの「国際的な協同組合制度に転換した」という協同組合法の当初の姿(その後たび重なる改訂以前の)に対する川端の評価は、同時代から近年に至る

多くの論考における同法の「画期性」の評価⁽¹⁵⁾と一致する（井上 [1949]、巽 [1965] pp.72-73、水野 [1977] pp.8-10、稲川 [1977] pp.62-69、黒瀬 [2006] pp.91-92、浅野 [2012]）。また、同法に先立つ1947年の農業協同組合法制定に際し、「占領政策」を担ったGHQ（連合国総司令部）が「ロッチデール原則による自由主義的な方針に基づいて作成するよう、政府に具体的な指示を与えた」（農林中央金庫調査部 [1957] p.36）という「史実」は、それら相前後する二つの法律の背景に、日本の「民主化」のためにも「国際標準」の協同組合法が必要、というGHQの意図（そして日本の政策担当者たちの受容姿勢）があったことを示している。

そして、「占領下日本」という当時の特殊な制約条件のもと、GHQの極めて厳格な「集中排除」・「独占禁止」の政策方針（中村 [2012] p.531、宮川 [1977] p.62-63）という「特殊な制約条件」を、GHQの賛同が得やすい中小企業の協同組合化の積極的推進というかたちで、日本経済のポジティブな推進力へと変換しようと、苦慮し政策的創意を働かせた所産⁽¹⁶⁾が協同組合法であったこと（宮川 [1977] p.63-64、渡辺 [2003] 第6章特に pp.120-126）をも併せ考えるならば、同法自体は決して「時代錯誤的理念」に基づくものではなかった。

以上のように考えてくると、もし仮に『信用組合史』のp.382（「信用組合をこのような時代錯誤的理念に押し込めようとするところに無理があった」）のように、「信用組合を同法に含めた点」に限って協同組合法の評価を述べる場合であっても、同法の制定時における中小企業政策にとっての同法全体の立法意図とその達成点について、同書も少しは評価すべきではなかったろうか。同書刊行時においても同法は信用組合法態の根拠法に外ならなかったことを思えば、なおさらそう思われる。

(2) 農業分野の「系統金融」に倣った中小企業組合「系統金融」のビジョン

協同組合法を是とした中小企業の協同組合化推進論には、また、戦時期に完成した産業組合の「系統金融」を範とし、「系統金融」の中小企業協同組合版を創設しようとする機運も随伴していた。前段の川端 [1949] からの引用文中で下線を引いた、「中小企業者の預金は凡て信用協同組合に預けること、すれば…事業資金が必要な場合には信用組合から借入れることができる。…このことは農業では大体実行されていることである」ならびに「中小企業—事業協同組合—信用協同組合—商工中金の線を確立すべきである」との見解も、その機運の表われの一つと見られる。

そのような論者たちの脳裏には、当時まだ「近年」の事象であった戦時下の産業組合の「金融、生産、消費、配給等各般に互る全国的組織網」（産業組合中央会 [1938] [計画大旨] p.7）の残像が存していたのではなからうか。図表1は産業組合中央会 [1937] 所載の、上記「金融、生産、消費、配給等各般に互る全国的組織網」——太田原 [2016] p.74が「戦時体制に組み込まれ統制経済の末端を担った」と指摘する——の精細な描図である。

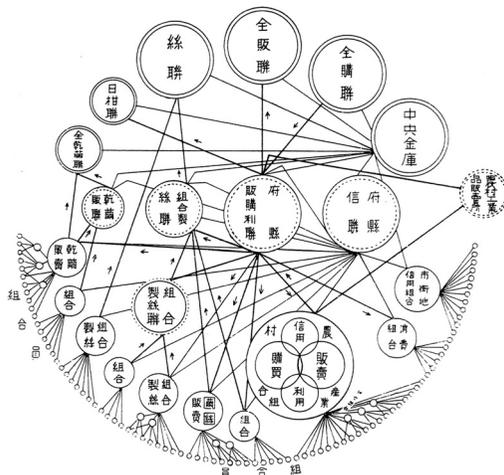
この「芸術的」とも言える精緻な描図の出所は『第十回産業組合年鑑』であり、1937年1月（「例言」の日付から）頃の出版である。同年鑑が出たすぐ後（同年9月）には、「金融、生産、消費、配給等各般に互る全国的組織網」の確立を謳う「第二次産業組合拡充三ヶ年計画」（産業組合中央会 [1938]）が策定され、日本の戦時経済の一翼を担うことになった。

そして同じ頃、上記「全国的組織網」の金融面の中核をなす産業組合中央金庫を範として、本論本節で一つの鍵をなす金融組織である商工中金が設立されている。

対談「商工中金今昔ばなし」[1952]において、日中連事務局長の稲川宮雄が、1930年

図表 1 産業組合の「事業機関の組織図」(1937年頃)

[備考] 外側に点線のある輪は郡単位の連合会、内側に点線のある輪は道府県単位の連合会、二重輪は全国的中央機関を示す。太線は販売購買等の事業系統、細線は信用事業の系統づけを示す。



出所) 産業組合中央会 [1937] 巻頭「口絵」の部「事業機関の組織図」(頁数なし)、「備考」も原図付記の通り(但し下線は筆者)

代前半に工業組合・商業組合から政府に対し商工中金の設立要求が高まった背景につき「農林中金が非常に成績を上げておいて、それに刺戟された結果だと思えます」(p.6)と述べ、また商工中金前理事長の吉坂俊蔵が商工中金の「二人のお師匠さん」として日本興業銀行と並び産業組合中央金庫を特筆し、今日まで商工中金は「農林中金のようになろう」と成長してきた(p.9)と述べている。(なお本論の以下では、業界誌等所載の対談等「会話」からの引用がしばしば「史料」としての役割を果たすので、都度出典を長く記す煩雑さを避けるため、上記のように“対談名 [刊行年]”のかたちで簡記し、末尾【参考文献】欄に「対談・座談会・委員会速記録」の項を設けて各対談の出典を記すことにする。また、それら引用中の対談等の話し手の肩書きは、特に断らないかぎり、それらの出典において記されたものである。)

敗戦後、GHQは当然、巨大化した産業組合・帝国農会システムに戦争遂行組織としての疑いの目を向けたが、「有責」とされたの

は帝国農会だけで、産業組合は協同組合制度と見られて比較的無傷で残った⁽¹⁷⁾。かくして、「農業者—農業協同組合—都道府県信連—農林中金」という「系統金融」制度は戦後も、農業分野のみならず金融界にとっても大きな存在感を持ち続けることになった⁽¹⁸⁾。

そのような事態の推移のもと、上記のように、そもそも戦前期において産業組合の系統金融を範として商工組合のための系統金融を創ろうとした、そのビジョンも戦後に引き継がれ、それが前掲の川端 [1949] の「中小企業—事業協同組合—信用協同組合—商工中金の線を確認すべきである」という、中小企業組合「系統金融」のビジョンの主張に表れている、と理解して良いのではなかろうか。

(3) 商工中金中心の「系統金融」ビジョンにおいて残存していた「親方日の丸」意識
農業分野の「系統金融」が既に戦前・戦時期において十分な資金量を有していたのに比べ、上述の「中小企業組合『系統金融』のビジョン」の弱みは資金量不足であり、その中

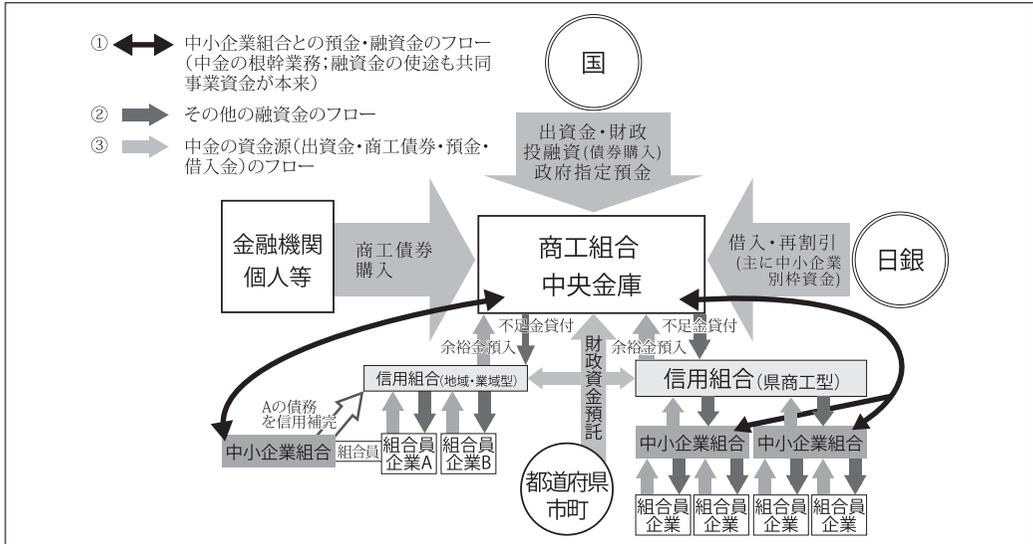
核を担うべき商工中金が農林中金に比類すべき規模に達していなかったことであった（注18参照）。それゆえ、協同組合法によって商工中金の「系統」に所属させられた旧市街地信用組合が、「この法律[の]問題はこの[法制的]中に市街地信用組合を包含し[た]ことで」、その資金の獲得が最大の狙いであったのである」とし、「[[旧市街地信用]組合資金を繞^{めく}って商工組合中央金庫の攻勢は今後一層熾烈化する」（安武 [1949]）と述べた

ことも、あながち根拠のない警戒心ではなかったであろう。

そして、この旧市街地信用組合グループは、それがまだ協同組合法の元にあった1950年6月に独自の系統機関「全国信用協同組合連合会」（大蔵省専管）を起ち上げ（全国信用金庫連合会 [1971] p.32）、結局商工中金の系統下に付くことはなかった（その翌年1951年には信用金庫法成立）。

他方、「商工中金からの資金調達が可能に

図表2 中小企業組合－信用組合－商工中金「系統金融」のビジョン
（「構成員貸」[組合構成員企業への直接貸出]開始 [1951年12月]以前の状況）



付注1) 信用組合が商工中金の「所属組合」である場合、当該信用組合と商工中金との間の矢印は本来①（双方向型）であるが、商工中金の「本音」としては信用組合を「預金超過先」（中金の資金源）として期待していたため、あえて②③の矢印を用い、③の矢印（「余裕金預入」）を相対的に太くした。

付注2) 県内の中小企業組合のため設立された「県商工型」信用組合（本図右側）は、相対的に規模も大きく商工中金とも緊密であったため、左側の信用組合より全体的に大きめに表示している。

付注3) 図中の「信用組合（地域・業域型）」の下の「組合員企業A」はその左の「中小企業組合」の組合員でもあり、「組合員企業B」は「中小企業組合」に属していない。「組合員企業A」は当該「中小企業組合」からも融資を受けられるが、本図はその組合がAの信用組合借入れに対し保証人となる場合を想定。

付注4) 商工中金は「所属組合」以外の協同組合からも預金を受け入れることができるが、金利・利便性（店舗網）等で銀行等の預け先より競争力が劣っていたためそのような事例は僅少と考え、図示していない。

出所) 対談「商工中金今昔ばなし」[1952] pp.12-13 および速記録「商工中金法をめぐりて」[1955]（共に豊田雅孝発言部分）を主とし、座談会「これからの中小企業金融はどうなるか」[1951]（中小企業庁谷敷金融課長発言部分）、商工中金調査部 [1987]、川端 [1949]、山崎 [1950]、小田橋 [1953]、座談会「信用組合当面の諸問題」[1956] pp.31-32（地方公共団体から信用組合[連合会]への預託金）、なども参照して筆者作成

なる」ということが事業協同組合結成の大きなインセンティブとなり（小田橋 [1953] pp.54-56）、折からのドッジ＝ライン引締め（1949-50年；鈴木 [2016] pp.14-18）のもと、「金借り組合」とも揶揄された共同事業実態の乏しい組合の設立が相次いでいた（加藤 [1960] pp.276-277）。それゆえ商工中金に対する資金需要は旺盛であったものの、商工中金そのものの資金的基盤が脆弱で、元商工次官の豊田雅孝理事長（注8参照）が日銀の中小企業別枠資金（山崎 [1950]）や対日援助見返資金（大蔵省銀行局特殊金融課 [1956] pp.420-422）を取り付け、1950年半ばから商工債券による資金調達ができるようになって初めて「安定の曙光を見」た、という状況であった（豊田 [1953] pp.163-166）。

図表2は、上述の豊田理事長が対談「商工中金今昔ばなし」[1952]において展開した商工中金の発展の構想、ならびに同氏が国会議員に転じてからの参議院商工委員会での発言（速記録「商工中金法をめぐりて」[1955]）に主として依拠し、1950年代の初頭における商工中金を中心とする中小企業組合の「系統金融」のビジョンを図化したものである。

この図表2における「③中金の資金源」の

各矢印の太さは、「出所」に記した豊田理事長の語り（たとえば「利付債のみならず割引債にも政府出資を要請」等）から、筆者が同理事長の描いていた「商工中金のあるべき資金調達構成」（以下「豊田ビジョン」）をイメージ的に図化したものである。

豊田ビジョンにおいては、政府資金が調達の主翼の一つとなり、また日銀借入も利率優遇があった「中小企業別枠資金」のみとし、それらが相俟って商工中金の貸出金利の引き下げに貢献する、という図式であった。ここには、昭和戦前・戦中期に商工組合を推進する商工官僚であった豊田、ならびに同時期に同「国策」の推進機関の一つとして生まれた商工中金という組織の、「親方日の丸」意識と呼ぶべきような意識も窺われる。

次の図表3は、商工中金の実際の資金調達構成（1951年末）を示すものである。先の図表2の「商工中金のあるべき資金調達構成」（「豊田ビジョン」）と比べると、政府資金（豊田ビジョンでは調達の中軸）はまだまだ「出し渋り」状態であり、その不足分を埋めるための日銀一般借入も多く（豊田ビジョンでは利率優遇があった「中小企業別枠資金」のみ）、他に農業「系統金融」の助け

図表3 商工中金の調達資金構成（1951年末）

百万円（未満切捨）

払込済出資金	1,490	政府一般出資	2
		対日援助見返資金出資	490
		協同組合出資	997
商工債券	8,820	割引債（個人が主、銀行等）	3,483
		利付債（資金運用部）	2,771
		利付債（地銀、都銀等）	2,565
預り金	7,260	政府	1,540
		地方公共団体	2,859
		協同組合	2,861
借入金	3,728	日本銀行	3,072
		（うち中小企業別枠資金）	(1,700)
		農林中金	496
		その他	159

資金合計 21,299

出所）細野 [1953] p.82「第4・3表」ならびに同書の関連記述を基本とし、豊田 [1953] 「商工中金再建の思い出」pp.161-167、山崎 [1950] も参照して筆者作成

(農林中金借入)まで求めていたのが実情であった。また、「豊田ビジョン」では図表2の「付注1)」に記したように「預金超過先」として商工中金の資金源となることを期待されていた信用組合であったが⁽¹⁹⁾、1950～52年度の信用組合全体の預貸率が90%近くの高率で推移しており(『信用組合史』p.415)、そのような余裕はなかったと思われる⁽²⁰⁾。

(4) 商工中金からの政府資金フロー増額の要求に対する大蔵省の反対質問

——「“金融面からの組合化の促進”という当初の主目的はどうなったのか？」

大蔵省は、(3)の最後で見たように商工中金向けの財政投融资資金等を(商工中金側の目からすれば)「出し渋る」一方、信用組合の新設(大蔵省の委任事務として都道府県が認可)には容認姿勢で臨み、また1953年には中小企業金融公庫(以下「中小公庫」)を設立する(大蔵省銀行局特殊金融課 [1956] pp.425-428)など、商工中金の他の中小企業金融ルートの拡大には積極的であった。

1953年に商工中金理事長を辞し、会長を務める日中連を後ろ盾に(加藤 [1960] 六節)政党無所属で「中小企業党」を自認し(森田 [1974])、参議院議員に転じた豊田雅孝は、1955年6月の参議院商工委員会の場で、上記中小公庫の貸出金利(商工中金より低め)や業務の拡大(特に金融機関「委託貸し」から中小企業「直接貸し」への展開)を商工中金の業務ならびに中小企業組合の存続を妨げるものと強く批判し⁽²¹⁾、「将来日本の中小企業の組織化に非常に反する行き方がここから生まれてくるのではないかと、石橋湛山通産相を問い詰めた。それに対し石橋通産相は、商工中金・中小公庫・国民金融公庫の3組織が并存していたほうが、金利面を含め結果的に借り手中小企業の利益になるとの考えを示し、商工中金の貸出金利に関しては、「できるだけ下がるような措置を考慮したい」と答えている(速記録「商工中金法を

めぐりて」[1955] p.29)。

それでも豊田議員は何らかの言質を取ろうと食い下がり、結局、後日(同年7月1日)の同委員会にて豊田議員起案の下記の附帯決議を付したうえ、そもそもの本題であった商工中金法の改正(政府出資金の10億円増額等)は可決されている(同8日に本会議可決)(同速記録 pp.29-32、商工中金調査部 [1987] pp.240-241)。

[附帯決議]

政府は中小企業の系統金融機関たる商工組合中央金庫に対する指導監督を強化し以って健全なる組合金融の発展を図ると共に、左記の措置を講じて同金庫の資金源確保と貸出金利引下に努むべきである。

- 一、資金運用部資金を商工組合中央金庫に低利貸付け得るの途を考慮すること
- 二、指定預金の引揚は資金源確保の状況と睨み合わせこれを延期すること
- 三、商工債券の金利の引下を図ること
- 四、商工組合中央金庫の運営合理化を促し、その企業努力により資金原価の低減を図ること

(速記録「商工中金法をめぐりて」[1955] p.31)

豊田議員(およびバックに控える日中連 [1955以降全国中央会⁽²²⁾・商工中金)の、上記に典型を見る「政治的攻勢」が毎年の予算折衝のたび繰り返されることに恐らく業を煮やし、また全国中央会になって増大した——公式に信用組合もその「部会」に収めた——組織力⁽²³⁾に対し「牽制球」の必要性も感じたのであろう、大蔵省側は『金融財政事情』誌(同省と特に緊密な関係にあり [布施 [1955]] 実名・匿名で大蔵省が見解を表明する場でもあった)を通じ、組合金融の本質を突いた反論を投げかける。まず、同誌1957年9月2日の「特殊金融だより：中小金融」欄(p.11)に「大蔵省、商工中金の在り方を

再検討」という「小記事」が載り、次いで翌週9月9日の号に匿名の論説（X・Y・Z [1957a]）が掲載された。

それら二者のうち「小記事」は、「大蔵省は、来年度財政投融资計画作成とからんで、近く、商工中金の“在り方”について、根本的な再検討を行う意向」と伝え、「大蔵当局では…商中がある場合には民間金融機関の立場を主張し、ある場合には政府金融機関的な立場を強調して政府資金援助を求めている不合理性を指摘している」とする。

そして翌週掲載のX・Y・Z [1957a] では、商工中金自体の根拠法（商工組合中央金庫法、1936年）制定時の提案理由説明（大蔵省銀行局特殊金融課 [1956] pp.334-335）を引用して「[中小企業] 組合の健全なる発達を金融面から促進する」ことが商工中金の本来目的であることをまず確認する（p.26）。そのうえで、「単なる金融のための方便」としての組合（いわゆる「金借り組合」）が既に多数を占めるなか、商工中金は融資対象を組合以外にその構成員の中小企業にも拡げている（「直接貸付」）が、それは「組合は本来、経済[的共同] 事業を営むものであり」、そのような本来の意味での「組合化」を促進

するという商工中金の本来目的に適っているのだろうか?、との趣旨の疑問を投げかける（pp.26-27）。そしてさらに、もし商工中金が「[経済事業を営む組合] 組織 [に属する中小企業群] と非組織 [中小企業群] における金融を量・質の面より、前者に厚くし、後者に薄くするという差別待遇により」中小企業が自ら進んで組織化を行うように仕向ける、そこまで踏み込んだ姿勢を取り、それが政治的レベルでも是とされる場合には、「中小公庫も組合化の促進に効果ある融資を行うこととなるであろう」と述べている（p.27、引用部分含め下線は筆者）。詰まるところ、「政府資金、ましてや政府出資の相当額の増加を求めるのであれば、（大蔵省に詰めかけるよりも）『組合化＝国家的見地からの重要施策』という政策的位置づけを政治家さらには国民に訴え、政治的付託を取り付けるべき（そうすれば大蔵省も従い、中小公庫をもその政策に向けて動員する）」ということであり、筆者の目にも「正論」と映る。

この（実質的に）大蔵省側からの反問は、図表4に見られるよう、既に1955年度末において使途が「共同事業資金」（X・Y・Z [1957a] の言う「経済[的共同] 事業」）で

図表4 商工中金の融資金の貸出先・使途別の構成

各年度末、単位：百万円、%

	1949		1951		1953		1955		1960		1965	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
組合貸	3,893	100.0	20,088	99.5	41,770	89.9	49,350	82.2	120,218	73.1	334,420	69.3
共同事業資金	3,323	85.4	12,192	60.4	19,639	42.3	17,874	29.8	21,296	12.9	48,889	10.1
転貸資金	569	14.6	7,896	39.1	22,130	47.6	31,477	52.4	98,922	60.1	285,531	59.2
構成員貸(直接貸付)	—	—	108	0.5	4,681	10.1	10,703	17.8	44,328	26.9	148,098	30.7
設備	—	—	9	0.0	2,006	4.3	3,816	6.4	23,638	14.4	58,079	12.0
長期運転	—	—	(合せて)	0.5	1,285	2.8	3,848	6.4	9,509	5.8	40,453	8.4
短期運転	—	—	99		1,390	3.0	3,038	5.1	11,181	6.8	49,565	10.3
計	3,893	100.0	20,197	100.0	46,451	100.0	60,054	100.0	164,547	100.0	482,518	100.0

付注1) 「共同事業資金」の欄の網掛けならびに「構成員貸(直接貸付)」の欄の括弧書きは筆者加筆。

付注2) 原表には「組合貸」全体につき「設備」等3つの使途別内訳も1953年度以降記されており、概ね7～8割が短期運転資金である。

出所) 商工中金調査部 [1987] p.248の表を基本とし p.422の表の後年度データを付け加えて筆者作成

ある融資額の比率が3割を切るに至り、同資金使途が1953年度との金額比較でも純減となっていた商工中金にとって、反論し難い「正論」であったろう。

X・Y・Z [1957a] のような中小企業協同化事業の進捗不良の問題の指摘は、次の(5)で見ると協同組合論・中小企業組織化論の分野からもなされていて、大蔵省もそれを見知っていたのかも知れない。いずれにせよ、(実質的に)同省による(と思われる)上記批判は、商工中金が「組合化」を促進するという本来目的との関係で抱える問題点につき、筆者が管見した限り最も確かつ先鋭な指摘の一つであった。

商工中金の側の事情を若干「代弁」すれば、先に1節の(3)b)で豊田 [1953] を引用し述べたように、豊田雅孝自身は「経済的共同事業」の推進の熱心な論者の一人であり、また山崎 [1950] など同中金役員・企画部門役職者等の言を見ても「組合はあくまで共同事業のためであり、その実が上があれば参加企業は自ずと(諸金融機関から)金融を受けられるようになる」とのメッセージは発せられ続けていた。しかし対談「商工中金今昔ばなし」 [1952] pp.11-13 などからすれば、経営不振の商工中金の舵取りを1947年に引き受けた理事長としての豊田は、同中金の業容を損益分岐点を上回るレベルに引き上げることに調達・運用・営業拠点の3方面で奔走せざるを得なかった。それが前掲「小記事」の「ある場合には民間金融機関の立場を主張し、ある場合には政府金融機関的な立場を強調して政府資金援助を求め…」との批判にもつながった節がある。そして図表4に見られるように、「共同事業資金」という商工中金独自の政策的使命からのブレ幅が広がってしまったのも紛れもない事実であった。

厳密には本論の検討期間外ではあるが、図表4の右側の1960～65年度の数字を見ると、商工中金の融資額に占める「共同事業資金」の割合は1955年度との比較でさらに激

しく低下し、組合の共同事業以外の一般中小企業融資(「転貸資金」+「構成員貸」)の比率が9割近くになっていく。結果的に、大蔵省が指摘した同中金のどっちつかずの二重の性格(中小企業組合の推進という政策のためなのか、中小公庫と相似た[民業補完の]一般中小企業融資のためなのか)の后者に、同中金自体が傾斜していく。この(4)の段の副題に掲げた「“金融面からの組合化の促進”という当初の主目的はどうなったのか?」という大蔵省の問いに関しては、結局、同中金自身のその後の計数推移自体が、「もはや主目的ではなくなった」ことを物語っている。

本段で先に、全国中央会になって増大した(公式に信用組合もその「部会」に収めた)組織力に対し大蔵省も「牽制球」の必要性を感じたのでは、と述べたが、何も商工中金や信用組合だけが中小企業組合の金融面の助け手ではなく、協同組織金融機関の信用金庫が大蔵省の単独所管下にあった、ということも、大蔵省が商工中金相手に怯まなかった要因の一つとも考えられる。本節の(1)「中小企業等協同組合法の背景にあった中小企業金融・中小企業振興のビジョン」において、同ビジョンの代表的論者として川端巖を挙げたが、その経歴においていわば「生粋の協同組合人」であった同氏(注14参照)が、筆頭常務理事を務める東京都商工信用協同組合(1950年6月新設)の信金転換により信用金庫界に転じ、引き続き中小企業協同組合を金融支援した⁽²⁴⁾ことは、「商工中金—信用組合の系統金融」が中小企業協同組合の促進上必須のものではないことを明確に示すものであった。

なお、付言すれば、X・Y・Z [1957a] が載った『金融財政事情』誌は当時、大蔵省のオピニオン表明の場でもあったとともに、(そのゆえもあって)金融業界の本部スタッフや業界団体役職員たちがよく注視する「愛読誌」でもあった(筆者が都市銀行の一つに就職した1980年代においてもその「伝統」

は続いていた)。それゆえX・Y・Z [1957a] などの大蔵省側の論調を見知っていた信用組合人たちもいたであろうし、それが彼らを商工中金や中小企業の協同化について一層客観視する見方に傾かせた、という可能性もあったであろう。

(5) 「協同組合」主軸の中小企業政策の後退とその阻害要因

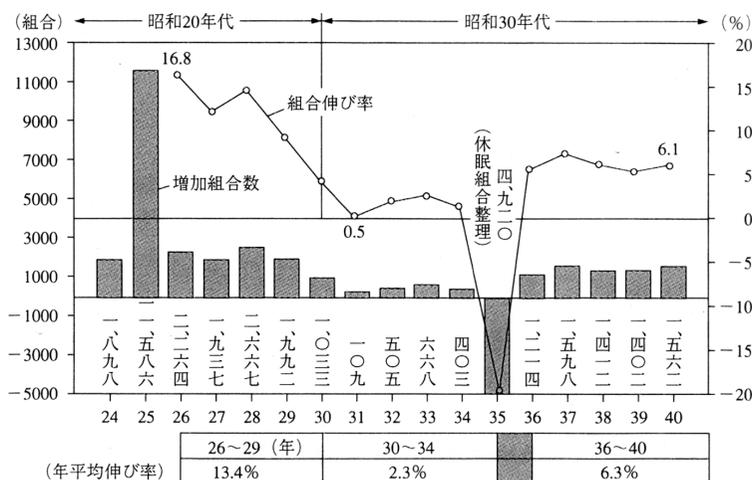
上の(4)で見た、商工中金の「共同事業資金」融資の不振については、中小企業政策および中小企業協同化・組織化に関する諸研究の知見に照らせば、その主たる責めを同中金自身に負わせることもできない。山本 [2005] 所載の図表5(下掲)によれば、「共同事業」の中心的主体であった事業協同組合の純増数は、「休眠組合」(1960年に行政資料上整理されたものは5千組合近くもあった [同書 p.109]) の累増も勘案すれば、1950年代半ばには実質ゼロ近辺か減少に陥っていたようであり、それと前掲の図表4(商工中金の「共同事業資金」融資残の1953~55年の減少)とはよく符合している。

中小企業の協同化・組織化を含め当時中小

企業政策に関する有力な学識者の一人であった一橋大の山中篤太郎は、協同組合法制定のわずか3年後に出版された磯部 [1953] (著者 [東京工業大学] は山中と同じく当時のこの分野の有力学識者) の第一章(山中 [1953])にて、早くも「組合化」の限界も指摘していた。すなわち同章は、中小企業の合理化・協同化が中小企業の存続のためにも日本経済復興のためにも必須としつつ、「組合化」が常に最適な方途とは限らないこと、また「組合化」成功のためには業種ごとの生産・販売条件や構成員たる中小企業の資質や意欲などの条件が揃うことも重要、と述べていた。また、アカデミアではなく「中小企業の現場」により近い者(著者は日中連副会長)の声として、数原 [1951] の「業者はお互いに競争して、脱け駆けして勝者になろうとする処に進歩がある事を忘れてはいけない…。(1文略) 従って、協同組合の運営は自由競争を邪魔しないものでなくてはいけない…」という「組合の限界」の指摘もあった。

また、その5年後の山中 [1958]⁽²⁵⁾の中で、磯部 [1958] は中小企業が協同化により真に成果をあげるには、中小企業レベルを越える

図表5 事業協同組合純増数の推移 (昭和24 [1949] ~昭和40 [1960] 年)



出所) 山本 [2005] p.109

(原データは全国中央会「中小企業組合の設立動向」[平成2年度] pp.62-63)

生産等の規模を実現することが必要であること、そしてそのためには構成員中小企業の高度かつ継続的な協力が必要であり「こうした努力は容易ではない」(p.85)と述べる。また、同じ山中[1958]所収の末松[1958]は、1953年施行の中小企業安定法により制度化された「不況カルテル」締結権限を持つ「調整組合」(1957年以降は「商工組合」)⁽²⁶⁾に関し、「もし組織化が効果があるとすれば、それは国家統制による強制カルテルの結成によってではなくて、自主的な、自発的な組合結成による真の団結が出来上がったときだけである」(p.125)と強調する。

稲川[1957](著者は全国中央会の専務理事で日中連以来の全国組織の理論的まとめ役のような役割を担ってきた)も、以上見てきたような組合化(特に共同事業)の伸び悩みの現状と「上[国の政策]からの組織化の限界」の指摘とを、否定することなく受け止め、主に事業組合を念頭に「組織の機能的限界」⁽²⁷⁾と「組織の運営上における問題」⁽²⁸⁾を丁寧に整理している。これらの内容は各々の注(本論末尾)を参照されたいが、特に「組織の運営上における問題」の注28の中の(イ) 組織員はそれぞれ独立の経営者であり、いわゆる一国一城の主であるという意識が強いためややもすると組織の決定事項の遵守がなされないこと、および(エ)組織の運営者も自身、同業の事業を営んでいることが通例であり、組織の運営に割く時間が限られていること、の両指摘事項は、多くの事業組合において現に共同事業が進まない、組合化阻害の人的要因として大きかったのではなかろうか。

それと同種の、組合化を阻害する「中小企業人の体質的要因」の大きさを指摘し続けた論者が水野武(神戸大)であり、若干時期は下るが水野[1969]、水野[1972a]、水野[1972b]、水野[1973]の一連の論考により、「(少なくとも日本では)中小企業自体に組織化についての自主的性格が欠如している」と

いう組合化を阻害する重大な「人的要因」、そしてそれを惹起せしめる同じく重大な「中小企業政策の体質的要因」の存在を指摘し続けた(「中小企業人の体質的要因」・「中小企業政策の体質的要因」の語は水野でなく筆者のもの)。

まず水野[1969]では、明治期以来の中小商工業の組合化の歴史をたどり、ドイツにおける手工業の組合化との対比も踏まえ、「日本の中小企業の組織化は、その殆んどが、その契機をいわば上から与えられて展開して来ている」(p.22)こと、そして敗戦後に「民主化」された組合法制となった後も「現実には、法自体の運営や行政的指導によって、結局は上からの指導に服せざるを得ない状況」(p.23)、と指摘する。このような日本の「中小企業政策の体質的要因」は、家業的・個人企業的形態が卓越してきたことにも由来する日本の中小企業者の「一国一城の主」的な気質ならびに長期的計画性の不足などと相俟って、中小企業者が主体的に協同し経済的效果のある組合事業を運営することを妨げてきた(pp.23-24)、という。さらにそこに、大企業の系列・下請関係の有利性維持の思惑が加わり、中小企業の側が経済的メリットを感じられる共同事業規模を持つほどの組合の実現には有形無形の障壁が立ちふさがってきた(pp.24-25)、と水野[1969]は指摘する。

水野[1972b]は、上記の水野[1969]の議論に加え、中小企業者が当該企業の最大の資本家(支配的な株主)であるという意味で「中小資本家」でもあること(p.115、傍点原文)など、上述の「一国一城の主」的な気質の由来に関する議論を補強し、中小企業組合の運営においても中小企業者リーダーが「ボス化」して、他のメンバーの離反や無関心化を招く原因ともなること(pp.116-117)等、追加的な指摘を行っている。そして水野[1972b]は、以下の引用文のように、日本の中小企業の組織化の障壁は構造的なものであり、既往の組合化政策は「原点に回帰」し

て再考する時期に来ている、と問題提起する。

「日本の中小企業の組織化展開を規定している基本的要因を次の如く考える。

- A) 日本の中小企業は独占を頂点とする産業構造に包摂され、
- B) 組織化についての官僚統制的指導が強力であり、
- C) 中小企業自体の組織化についての自主的性格が欠如していることである。

(改段落) そして、これら3つの基本的要因が、日本の中小企業の現実を規定しているのである。これらの基本要因はそれぞれ単独に基本的要因をなしているのではなく、相互作用をもって、総合的な要因となっているのである。」(p.110)

水野 [1972a] がその巻頭・総括論文となっている日本学術振興会委託調査結果報告「中小企業組織化の新しいあり方」は、参画した委員たちが以上述べてきたような水野武の認識を大なり小なり共有し、その報告書タイトルの通り(従来方式の組合化に拘泥せぬ)「新しい組織化」の諸方途を考究し提案している。それらの諸議論を総括する立場の水野 [1972a] は、「それでもロッチデール原則に立つ協同組合」の制度には意味があり、同原則が「妨げ」と言うならば協同組合以外の組織化の方途を探るべき(pp.5,12)と述べる。

上記報告書が出された1973年には、既に「ベンチャー・ビジネス」の議論(清成ほか [1971])が学者の議論を越えて人口(かいしや)に膾炙し、「規模適正化・集約化」(共同事業化によるスケールメリットの獲得)だけが中小企業の存続・発展方策ではないことが中小企業(政策)論においても定説化しつつあった(植田 [2004] pp.30-38、黒瀬 [2006] pp.150-152,259)。また、先の「中小企業組織化の新しいあり方」報告書の指摘を待つま

でもなく、本段の図表5(事業組合数の増減)や前段(4)の図表4(商工中金の融資先)に明らかなように、1955年頃において、共同事業が組織化の決め手でないことは既に明らかであった。

以上、この2節では、協同組合法の、「信用組合の理念」にとってではなく「中小企業組織化の理念」にとっての意義を追ってきた。同法において当初(すなわち諸改正以前の1949年)中軸とされた共同事業——中小企業者同士の「相互扶助」の核心——は、信用事業以外の中小企業組合においても、その位置づけは実態的には相対化されていった。

しかしながら、その過程でも協同組合法の理念の意義が否定されたのではなかったことは、「信用組合の理念」を考えるうえでも押さえておくべきであろう。同法の理念の意義として信用組合業態においても引き続き評価すべきなのは、一つには、ロッチデール原則に沿った協同組合運営原則⁽²⁹⁾であり(水野 [1972a] p.12)、もう一つは水野 [1972a] が以下のように説く中小企業協同組合の「原点」であろう。

「『新しい組織化』を課題にする場合も] それが中小企業の組織化であるためには、当然のことながら、それは中小企業の、中小企業による、中小企業のためのものであるという原点から出発しなければならぬ。したがって、それは中小企業自体によって再検討されねばならない。」(p.11、下線は引用者)

もっとも、上記の「原点」のうち、信用組合が「中小企業による」運営に基づく組織という点に関しては、次節で見ると、1950年代中葉において既に現実的ではなかったであった。

3. 小零細企業融資に勤しみその原資をやり繰りする信用組合

(1) 信用組合業界の「想像だにできなかった」急成長

前節においては、協同組合法の背景にあった「中小企業金融の系統金融」のビジョンが

立法後の現実において実らなかったこと、そしてその根本原因には、同法の核心的な企図であった中小企業組合における共同事業（経済的「相互扶助」）自体が中小企業の存続・発展にとって決定的な中心軸になり得なかったことを述べた。信用組合業界としては、自らの第一の役割を「組合化・組織化推進」に置かなかったこと、そして商工中金との関係

図表6 中小企業専門金融機関の中小企業向け融資残高の推移
(1950年度 [1951.3末] ~ 1959年度 [1960.3末])

各年度末、単位：億円、%

	1950		1951		1953		1955		1957		1959	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
民間金融機関	1,229	87.0	2,083	86.7	4,708	83.0	6,373	80.3	9,569	79.5	14,582	79.4
信用組合	(合算)		91	3.8	157	2.8	453	5.7	792	6.6	1,272	6.9
信用金庫	338	23.9	558	23.3	1,548	27.3	2,192	27.6	3,510	29.1	5,537	30.2
相互銀行	892	63.1	1,433	59.7	3,002	53.0	3,729	47.0	5,267	43.7	7,773	42.3
政府系金融機関	184	13.0	318	13.3	961	17.0	1,567	19.7	2,474	20.5	3,779	20.6
商工中金	123	8.7	202	8.4	465	8.2	601	7.6	855	7.1	1,396	7.6
中小公庫	—	—	—	—	189	3.3	489	6.2	871	7.2	1,316	7.2
国民公庫	61	4.3	116	4.8	307	5.4	478	6.0	748	6.2	1,068	5.8
計	1,413	100.0	2,401	100.0	5,668	100.0	7,940	100.0	12,044	100.0	18,361	100.0

出所) 『信用組合史』 p.215、「資料編」 pp.358-359 より筆者作成
(原データは日本銀行『経済統計月報』等)

図表7 信用組合数ならびに業界集計数の推移
(1951年3月末~ 1960年3月末)

各年度末、各計数とも表示桁未満は四捨五入

	組合数	信金法後の 残存組合	信金法後の 新設組合	(計数の) 調査組合数	(千人) 組合員数	(億円) 預金	一組合 当り	同 増加率	組合員当り (万円)	(億円) 貸出金	預貸率
(本行は信金制度以前) 1951.3	636			635	900	482	0.76		5.4	338	70%
1952.3	321	(262)	(54)	315	358	125	0.40		3.5	91	73%
1953.3	318	(126)	(187)	312	358	179	0.57	45%	5.0	138	77%
1954.3	333	※ (72)		228	255	181	0.79	38%	7.1	157	87%
1955.3	373			369	463	353	0.96	21%	7.6	301	85%
1956.3	415			415	552	503	1.21	27%	9.1	453	90%
1957.3	433			433	639	703	1.62	34%	11.0	622	88%
1958.3	447			447	727	897	2.01	24%	12.3	792	88%
1959.3	462			462	774	1,143	2.47	23%	14.8	980	86%
1960.3	472			472	852	1,504	3.19	29%	17.6	1,272	85%

※ 53年6月が信金転換期限

付注) 『信用組合史』 「資料編」 p.338 に「1954年3月期は調査組合比率が特に低いので注意されたし」との旨の注記があり、本表ではその「注意」が必要な数値はイタリックとした。

出所) 『信用組合史』 pp.199, 215、「資料編」 pp.338-339 より筆者作成

でも「系統金融」のアイデア（「豊田ビジョン」）に乗らなかったことが、結果論的には良かったことになる。

そもそも、1. (3) b) で述べたように、「中小企業者自身の『相互扶助』の場」として自組合を認識し、役員らの理念と位置づけることには、「役員らの心に響き、モラル（志気）を高める明快な励まし」を感じ取りにくかった。「それでも、組織には理念も必要ではないか？」との反問の余地は確かにあろう（筆者も長期的スパンではその考えである）。しかし本節で見ていくように、少なくとも1950年代においては「零細事業者たちが信用組合を求めているという『絶対的な必要性』」それ自体が、全国各地の信用組合役員たちのモラル（志気）を十分支えていたのではなかろうか、というのが筆者の所感であり、本節で検討の視点を信用組合の「現場」に置く理由である。

信用金庫制度発足後、すなわちその数560に及ぶ（元）信用組合が大半して信用金庫に転換（1951年10月～1953年6月）した⁽³⁰⁾のちの信用組合業界の急成長ぶりを示すのが、図表6・図表7である（両表の始期・終期は同時期にしている）。

まず、図表7の左端の「組合数」の列の、1952年3月から1954年3月までの上方3つの行をご覧いただきたい。信用組合の数は、信用金庫転換開始（1951年10月）前の1951年3月の行（最上）の636組合と比べ半減したのち、3百組合前半で概ね横ばいになっている。この横ばい状況は、「組合数」の列の右隣に補助的に設けた「残存組合」数の数年かけての減少と、そのさらに右隣の「新設組合」数の増加とが相殺し合った結果である。

結局、1951年3月に636を数えた信用組合のうち、信金転換終結の1953年6月にはわずか72（約1割）しか「残存」しなかったのであるが、その割に総組合数はよく3百組合を「保持」したとも言える。一つの捉え方として、「（大量転換組を引き込んだ）信金

業界も勢いがあったが、信組業界も組合新設の勢いでは負けてはいなかった」との見方もできそうである。信金転換の時期が終わった1955年3月期からは、「新設組合」の増加の勢いそのまま効いてきて、最下行の1960年3月期には472組合と、1951年3月の636組合との比較でも約4分の3の組合数にまで「回復」している。

また、そのように1951年以降に約4百もの信用組合が新設されたということは、信用組合業界には1949年の協同組合法制定当時を「信用組合人」として過ごしたことの無い組合リーダーたちが大多数を占めるようになったということも意味しよう。そのことが、2節での考察とも関連する「協同組合としての信用組合」の観念の希薄性（ないしは、それを元々有しない信用組合の増加）につながった可能性も十分あろう。

図表6に目を転じ、中小企業融資残高の業態間シェアの推移を見ると、信用組合は上記の「横ばい期」の最後の1953年度末（2.8%）をボトムとして、2年後の1955年度末には5.7%と顕著な増加を果たした。その後もシェアは漸増し、1959年度末には6.9%と、相銀（42.3%）・信金（30.2%）は別格としても、政府系各機関と比肩するほどのシェアを有するまでに至っている。

再び図表7に目を戻し、組合数以外の業界集計計数について少し述べると、図表6で見たような中小企業融資の増勢をまかなうため、預貸率（右端列）は9割近くに張り付き、一組合当りで見ても預金額を前年度末比2～3割の急なペースで伸ばし続けている。この時期、員外預金の受入れはごく一部の例外を除き禁止されていた⁽³¹⁾ため、預金を伸ばすためには組合員数を増加させねばならず、1955年3月期以降は年平均10万人のペースで組合員数も増え続け、1960年3月期のそれは約85万人と、信用金庫法直前（最上行）の90万人と大差ない水準まで戻している。

(2) 大蔵当局の信用金庫・信用組合両業態の位置づけの変化

信用金庫制度案出時（1950年初秋頃）の大蔵省当局は、そもそも、由里 [2021a] 3節で見たように「小規模組合には中小企業等協同組合法の下（すなわち信用組合）にとどまるものがあったもよい」との認識であった（青山 [1951] pp.27-28）。それが、旧市街地信用組合業界内の「和」を保つために出資金限度額のハードルが下げられ、直前の（1）で見たように結果的に560もの信金転換が生じた。

旧市街地信用組合であった信用組合はそのほぼ全てが、そして旧産業組合であったか、ないしは1949年の協同組合法の下で新設された信用組合も大部分が、信用金庫になっていった（『信用組合史』pp.191-196、由里 [2019b] p.53）。やはり由里 [2021a] の2節・3節で見たように、信用金庫法は大蔵省の苦心の作であり信用金庫制度はその所産であったからか、それとも信用金庫業界の要請に応じてのことなのか、「当局（地方財務局等）から転換の勧奨があった」との残存信用組合側の証言もある⁽³²⁾。

もっとも、信用金庫法制定の1951年当時、中小企業金融の円滑化が国家レベルの課題（経済復興および社会の安定上）であったことから（由里 [2021a] p.99）、大蔵省当局は信用組合の新設に関しても促進的な姿勢を示していた（『信用組合史』pp.180-182）。「実効性」の面で効果が大きかった新設促進策は、信用金庫法制定と同時期に協同組合金融事業法ならびに関連省令等が改正された際、一つの都道府県内のみを事業地域とする信用組合は当該都道府県当局の監督下（大蔵省が権限委任）に置かれたこと⁽³³⁾、また設立認可も条件を具備すれば得られやすくなったこと⁽³⁴⁾であった。

また、大蔵省特殊金融課で信用金庫法制定に深く関与した担当官の手になる青山[1951]には、以下のように単なるリップサービスを

越え思いがこもったものに見える、信用金庫・信用組合両業態に向けたはなむけの言葉が載せられている。

「従来各種の立場から批判されてきた信用協同組合の制度は今回の新立法により公共の金融機関としての運営を中心とする信用金庫と、協同組合的運営を中心とする信用協同組合との二系列に明確に分離され、各々の性格に応ずる運営の基礎が与えられるに至った。信用金庫は、その資金量の増大、経営の合理化、貸出金利の引下等によってますます庶民的金融機関としての機能を発揮し中小金融の円滑化に大きな効果をおさめることが期待される反面、信用協同組合は、特に同業者或は勤労者を中心とする組合員相互の連帯意識の昂揚された金融機関として、主として同志的結合或は組織的の力によって相互扶助的金融の育成強化に寄与するものと考えられ、両々相俟って協同組織による金融力の増大に資するところ大なるものがあることが予想されるのである。」（pp.37-38、下線は引用者）

上掲の青山 [1951] の言辞には、信用金庫（一重線部分）ならびに信用組合（二重線部分）各々の業態の特性、ならびに当局が期待する両業態の役割やある種の「棲み分け」が、業態根拠法中の業態理念をも踏まえながら簡潔に述べられている。

その大蔵省の「棲み分け」の青写真においては、青山 [1951] の引用文中にもあるよう「同業者或は勤労者を中心とする組合員相互の連帯意識 [が] 昂揚され…同志的結合或は組織的の力によ [る] 相互扶助的金融」を行うのが信用組合、ということになる。それは「都市部においても可能な「ゲノッセンシャフト（協団体）的庶民金融」を模索し続けた井関孝雄が想起した、「顔の見える」組合員間の小ぶりかつ「相互的な組合金融」（井関 [1935] pp.6-7）⁽³⁵⁾の姿にも近いように

感ぜられる。

ところが、同書のわずか6年後に掲載された、大蔵省官僚の手になると推察されるX・Y・Z [1957b]⁽³⁶⁾ (『金融財政事情』掲載の匿名論評)は、以下の引用文にあるように「新しい信用組合群の今日の躍進について〔大蔵当局も含め〕おそらく想像だにできなかったであろう」と、「小ぶり」どころか中小企業金融の量的充足にとって不可欠な存在へと急成長した信用組合業界に対する「驚き」を隠さない。

「そもそも大蔵省が昭和26年に信用金庫法を制定して従来の信用組合のほとんど大半を信用金庫に組織替えしたときに、残存した信用組合を中心とした新しい信用組合群の今日の躍進についておそらく想像だにできなかったことであろう。(1文略)…旧制の信用組合が信用金庫に組織替えを行って、より金融機関的な色彩をおびるに従って、その…協同組織が…協同組合的なものから一層銀行的な性格に発展して、中小企業のうち零細企業といわれる層がこの「信用金庫の」網の目から脱落する運命を招来することについては、おそらく予見だにされえなかったことであろう。その後、やみ金融といわれる街の金融機関が続出して甚大な被害を及ぼしたことを考えても、なお信用金庫のベースに乗り得なかった零細業者がいかに多かったかが想像されるのである。」

「信用組合はこのような経済情勢の中において零細事業者の求める絶対的な必要性のもとに生まれたものであるといつてよいであろう。わが国の産業構造に占める役割からいってもその必要性を裏付けることができるし、また貸出一人当りの金額からみてもその対象がさらに零細であることは十分に実証されている。」(以上、p.32、下線は引用者)

すなわち、このX・Y・Z [1957b]が観察した「信用金庫制度発足5年後の現実」は、(同制度考案時に大蔵省が基本的に「それで間に合うだろう」と想定した)「信用金庫の網の目」では救い得ない零細事業者が大量に存在し、彼らが「絶対的な必要性」すなわち「断られたら後がない」融資申込書をもって信用組合に押し寄せていた、という「現実」であった。

上掲青山 [1951] ^{はなむけ}の饒の言葉で想定されていたような「小ぶりで組合員間の相互扶助が息づく」ような(理念通りの)「組合金融」もまた、1957年当時の全国4百数十の信用組合の中には存してはいた(後の(5)にて考察)。しかしながら、特に小零細規模企業を中心に、その「生態が余りにも複雑」な(棚橋 [1955]⁽³⁷⁾ p.21) 中小企業に「差当り当面緊急な金融の道をつけてやる」(同)ためには、少数の小ぶりな信用組合による組合金融にせよ、商工中金-事業組合の「系統金融」にせよ、上記X・Y・Z [1957b]が言う信用金庫の「粗すぎた網の目」と大差なき「粗い網の目」であったということではなからうか。

大蔵省の予想をはるかに上回って設立された、さして「組合金融」的ではない多くの信用組合こそが、「生態が余りにも複雑」で「その数の多いことが難渋」な(棚橋 [1955] p.21) 小零細事業者の大群に「差当り当面緊急な金融の道をつけてや」った、ということではなかったろうか。そして、その営為の累積が前掲図表6の信用組合業界の相対的にも顕著な伸長につながった、ということではあるまいか。

そしてまた、個々の信用組合の現場とは言えば、次の(3)で紹介する当時の信組人たちの言葉に見られるように、「最末端の零細な借り手の面倒を見る金融機関」として小零細事業者からの小口かつ件数的に大量の窓口・渉外・事務作業に日々追われ続け、自組織の行う金融が「組合金融」なのかどうか

ど、そもそも考える余裕などなかった、という可能性があるろう。

(3)「末端の借り手のための金融」を営む信用組合の現場を語る——3つの座談会

本段では、1956年の『中小企業協同組合』誌に載った信用組人たちの2つの座談会録、および1958年の同誌に載った信用組人たちの座談会録から、当時の信用組合——多くは主要都市域の「地域型」信用組合で業界「大手」でもある——の現場の様相を伝える発言を抜粋して紹介したい。その抜粋の基準として、融資を希求する組合員たちや融資資金源として重要であった預金者などとの関係を伝えるくだりに、重点を置くことにする。

そして掲載に際しての並べ方として、3つの座談会における同種の発言をa)、b-1)、b-2)の小見出しのもとに集める方式を取りたい。また、誌面の簡潔化のため、以下のように各座談会に丸数字番号を付し、それによってどの座談会での発言かを示すことにする。

座談会①：「信用組合当面の諸問題」[1956] (『中小企業協同組合』1956年8月)

座談会②：「信用組合の窓口から見る」[1956] (同誌1956年12月)

座談会③：「信用組合の経営はどうすれば伸びるか」[1958] (同誌1958年8月)

なお、出席者の姓名と肩書きは初出時のみ記し、二回目以降は姓のみ記した。また、肩書きの中の「信用(協同)組合」は「信組」と略した(以下の本論文中でも同様に省略)。それから、下線は引用者が付したものである。

a) 信用組合の「お客」のタイプ

座談会① 笹井辰太郎(新潟県商工信組専務理事)

「われわれ信用組合のところにくるお客は、

特有のお客であって、大銀行を回り回って相手にされずに、つまり終着駅についたみたいなものですから。われわれがなにも[それら「特有のお客」より範囲を拡げた]面倒な中小企業育成なんてことをやらないでいいんです。(中略)あくまでも信用組合は信用組合の独自の分野でやる。また独自のお客をもっていることを忘れて、他の金融機関と比べた場合の特色を失うことを私は恐れるわけです。」(p.25)

座談会① 山屋八万雄(全国信用協同組合連合会[全信組連]理事長、永代信組組合長)

「信用組合は独自のものなんです。だから[今、話が出ている地方当局からの金利引下げの要望など]一般金融機関と同じ取り扱いに考えること自体がおかしいんで、信用組合と取引しようとする人がそこをよく理解して組合員にならなければいけないですよ。低金利を主張して安い金利の金が使え人は、信用組合へ入ってこないんだから。(1文略)せめて信用組合で金を貸していただければというんで信用組合へ入ってくる。」(p.26)

座談会③ 八齋藤重朝(北郡信組組合長)

「信用金庫と信用組合は…[制度的には]そんなに変わっていない。むしろ変わっているのは、経営の精神にある…。…一方[信用金庫]が金融ベースへ乗っけようという線を強く出していけば、[与信基準は]おのずと銀行と同じようになる。(1文略)それでは金融ベースに乗らない金融を、どのくらい面倒をみなければならぬかという点は、為政者としては相当考慮しなくちゃならぬ。(1文略)[公庫融資などの充実で金利水準に利口になってきた借り手が離れれば]信用組合などは、資金源に行き詰まる。そして今度は、貸す相手は金融ベースに乗らないのだというんで、金融機関としては一番割の悪い面を受け持っている団体だ。その金融ベースに乗る、乗らぬの境い目の人が多い現在の日本の[金融]

業界としては、どうしても信用組合程度の面倒を見る金融機関がなければならないし、もしこれを「信用金庫の場合のように」高度化すれば、またその下の金融機関が必要だ。「「境い目」の借り手が多数存在するという」日本の金融制度の弱点がなくならん限りは、信用組合程度の金融機関は絶対必要だ、こういう線が出てきます。」(pp.18-19)

座談会③山屋八万雄

「信用組合を利用して、信用組合から借りられる程度の金を借りて商売しようというような、その程度の人たちがたくさん集まって信用組合を利用する。それによって、大銀行からもならん敵視されない。信用金庫からも敵視されない、ということになる。」(p.22)

b-1)「正味預金先のお客（基準値は低い“大口先”）」との関係づくり

座談会①太田正徳（長野県商工信組理事長）

「銀行は長野・松本に多く支店を置くが私の方は、アルプスの上高地まで地下タビはいて預金集めに行くんです。それから北信の方はスキーの野沢温泉まで行く。…銀行は…大口があれば行きますけれども、小口はあっても行きませんよ。」(p.27)

座談会①山屋八万雄

「信用組合が金利低下といったって、大体自分のところで集めた預金の最低のコストはいくらにつくか、ということを計算をしてみれば、よくわかるんですよ。…永代信用が12億5千万円を集めれば、そのコストは「日歩」3銭1厘ぐらいになる。「かつて信用組合の効率性指導で言われた職員」一人「当りの預金」5百万円では、預金コストが3銭1厘5毛〔引用者注：年利約11.5%⁽³⁸⁾〕ぐらいにつくわけですよ。3銭5厘〔年利約12.8%〕という貸出金利が、もういっぱいです。そうなりますとこんどは、「職員一人当りの預金額を増やす

ため大口客狙いで」観劇〔券〕とか旅行〔招待〕とかいうことになる。大銀行では、かりに私が5百万、1千万という金を預金しておたって、一年に一度も招待したことはない。だけど私〔永代信組〕のほうは、50万円を一年ぐらい動かさないためには一人たいてい4千円ぐらい招待費がかかるんです。このくらいかけないと預金が落着かない。」(pp.28-29)

座談会②久村千年（岐阜商工信組参事）

「…私の方で職員が現在約70名いるが、その過半数とっていいくらい、約50名近いものが得意先係でやっている。」(p.31)
「…外務員〔得意先係〕がサービスしなければ、信用組合というのは普通の銀行と違いまして、「客が当然のように出かけてくる」窓口がないんですね。…貸付を受ける時とか、よほどでないとかないわけなんです。そうすると、どうしても外務員がやる。それには精神状態がよくなければならない。」(p.33)

「〔上席が行先を決めてやる〕それは朝礼でやってるんです。（他の参加者の同意発言をはさんで）それから業務日誌を書かせる。あすの行動、きょうの行動…。（他の参加者の短い質問をはさんで）…それで毎日をつねに進歩するという、いわゆる企画性を職員間に持たせるということをやっております。」(同)

「〔岐阜駅前の繊維問屋街の〕一つの「取引先の」店舗に行きますと、各金融機関の出先部門が、毎日3人や4人ぶつかっちゃうんです。（2文略）そうすると、お客さんの方から「定期預金の金利やサービスを」比較されるんですね。そこでたとえば1年に5百万円ぐらい定期を預ける人があるとすると、普通は大体満期の2カ月ぐらい前にサービスにかかって、「定期」継続の勧誘にかかれればいいんですが、ところがその部門になりますと、受入れたその日からサービスにかからないと、引出されてしま

う。それで受入れたその日から、毎日、とにかく「事務が」あってもなくても、子どもさんのお菓子を持って行くとか、そういうようなことを支店長がやる。(1文略)それで一番問題になりますのは、どうしても「組合員になるための」出資なんです、普通銀行、相互銀行なんかと比較されるのは出資なんです。金利の面もちろんありますが、一番迅速化をはからなければならぬということも重要な問題になってくる。」(p.34)

座談会②片桐積男(永代信組経理課長)

(司会から、規模の大きな貴組合は預金吸収面でどうか、と訊かれ)「大衆からの信用度はやはり普通銀行には敵わないでしょうが、相銀や信金とは差はないのではないですかね。(1文略)職員の心構えとしましても自分のことを信用組合職員と呼ばれるより銀行員とよばれることを喜んだり、何々信用組合というのを金庫と誤ってよばれて気をよくしているのでは駄目ですね。私どもは電車やバスに乗る時、書類袋を持ったら組合名の入った裏を他の人に見えるようにするぐらいに宣伝の観念を持つようにしております。」(p.34)

b-2)「正味借入先のお客」との関係、ならびに業務推進の必要性が少ないこと

座談会③太田進(長野県信組組合長)

「いわゆる零細企業を相手にする信用組合とすれば、私ども組合の立場からの要求ではなくて、中小企業者自体からの要求によって生まれたのが、いわゆる信用組合だ、こういう根本的な理念からいって、よその銀行あるいは金庫よりも…200パーセント、あるいは300パーセントの「営業成績」数字をあげて当然なんです。…もっと「信組の規模を」拡張、拡充することが望ましい。(中略)「昨年度に県内3信組で貯蓄目標の178パーセントを達成したのは」いかに信用組合の組織が一般中小

企業者に好かれているかということ。これはまさに自動的ではなくて、他動的な問題じゃないかというふうに自負している。」(pp.20-21)

「私かなぜ「信用組合はもっと拡張・拡充すべき」というかという大きな理由としては、信用組合が零細末端業者の本当の…金融機関として働き得る分野がまだたくさんあるということ、それは例のいわゆる高利貸の問題なんです。それを駆逐するように、信用組合を強化する。(2文略)長野県の実情を申しますと、大体高利貸の手から「中小企」業者に流れている金が2億5千万円ですが、それが10回転すると、年間25億円という金が、あの貧乏県において流れている。…手っ取り早く借りられるから「高利貸に」行くんで…(後略)」(pp.31-32)

座談会③山屋八万雄

「…信用組合そのものが「預金先として」よくて貯金が伸びるということは、おそらく考えられないと思うんだ。信用組合に貯金をしておれば、安直に金が借りられるからという、…「借入れられそうな金融機関」に貯金を持っていっておこう、というのが多いわけですね…。(1文略)…信用組合の利用者が多くなって、やがては預金即貸出に変わるということが「それら新規利用者間で」いわれる。ただし信用組合の「業界指導の」方々の組合「に対する」「業務指導」の仕方がうまくなって、私どもはお貸しはしますけれども、まず「先行して」貯金をして下さい、こういうことになっているんですね。」(p.21)

(4)「地域型」信用組合は「借り手過多」の中でどのように資金繰を安定させたか

図表8は、直前の(3)にて引用した座談会①[1956]・②[同]・③[1958]の諸発言をベースとし、それに同図表「出所」に記した他の座談会発言および他の参考文献からの

に伸ばしていた諸信組は、自組合内で自活的に資金を回していくことに成功していった（設立後すぐではなかったが）」ことを見出した。しかしながら「それがどのようにして可能だったのか」は分からなかった。

そもそも、「末端の零細な借り手」が押し寄せれば、その金融機関の貸出原資はすぐに枯渇し、「系統金融」や（地方）政府資金がよほど潤沢に注がれない限り、「資金が回らない」ことは目に見えている。それを防ぐ工夫が、一つ目には、b-1)「正味預金先のお客（基準値は低い“大口先”）」との関係づくりで語られている、永代信組の観劇券・旅行招待および岐阜商工信組の「支店長が繊維問屋の“ぼっちゃん”・“お嬢ちゃん”にお菓子を差し上げる」サービスであった。同じく b-1)にある、長野県信組の「小口でも信濃の深い山中まで預金を集めに行く」姿勢と併せ読めば、「借り手が押し寄せる」信用組合において、いかに「“正味の預金”（預金額－貸出金額＞0）が見込める先」が貴重であったかが推測できる。また、弘容信用組合 20 年史編纂委員会 [1974] pp.64-71（1954～56 年度）などには、くじ（割増金）付き定期・旅行定期など「極力貯蓄性預金の吸収に努力する」（p.67）様相が繰り返し描かれ、業界系統組織としても全信組連が共通商品として「むつみ定期」（割増金付）を 1950 年代半ばに全国の信用組合に提供した⁽³⁹⁾ように、協同組合法が許容する一般個人組合員向け⁽⁴⁰⁾の定期預金商品には非常に注力していた。

以上のことを、図表 8 では「信用組合」のボックスの真下に大きく太い字で「正味（大口）預金先」のボックスを置き、そこからかなり太めの「信用組合への預金」の矢印を出すこと、そしてまた、左側に「個人預金者」のボックスを 2 つ置くことで、表そうとした。

「個人預金者」の左に付記したように、それら借入れニーズの（めったに）ない預金者たちにも、組合員になってもらう必要はあっ

た（員外預金は原則禁止であったため [注 31 参照]）。それゆえ座談会②の久村（岐阜商工信組）の「一番問題になりますのは、どうしても [組合員になるための] 出資なんです…」という発言が示唆するように、相手に借入れニーズがないほど、銀行・相銀・信金と比べて「余計な手間を取らされる」出資の手続きに対しお客からは文句の一つ・二つあったのではなからうか。そしてそれは、同じく座談会②の久村の「外務員の精神状態」をしきりに気遣う発言（引用した箇所以外にも）にもつながっているのではなからうか。

また、二重線囲みのボックス（計 6 個）で示した、「信用組合を頼みの綱とする小零細事業者たち」との取引でも、座談会③の山屋による発言「私どもはお貸しはしますけれども、まず [先行して] 貯金をして下さい」に見られるように、「融資期待権を持つ組合員」（森 [1973] p.56）に対し、「まず預金、次に貸出」の方式で、信用組合にとっては徐々に資金負担が発生するよう、うまく対処している感がある。それは、「まず預金口座の動きを一定期間観察し信用度の判断の重要な要素とする」というリレーションシップ貸出の第一ステップ（由里 [2003] pp.44）にも適っている。

その「第一ステップ」に対応して、図表 8 には「①新規客＝預金取引を通じ商況観察⇒②融資見込客」、次に「②融資見込客＝融資開始⇒③正味借入先」のように、リレーションシップの進展を示す矢印とコメントとを付記した。これらの「（借入先との）取引の進展」は、その後の「③⇒④」そして「⑤⇒⑥」の矢印とコメントと併せ、3つの座談会では語られていない、筆者が『信用組合史』p.407の記述からの示唆⁽⁴¹⁾および自身のリレーションシップ・バンキング研究者（また職務経験者）としての推量に基づく付記である。

以上説明してきた図表 8 はあくまで「模式図」であり、実際の信用組合の小零細事業者

の取引先は④・⑤段階の「借入額≫預金額」の正味借入先が多かったものと推察される（それゆえ前述の「正味預金先」が重要）が、信用組合が正味借入先に預金積み増しを求めることは、自身の資金繰りの安定化に少しでも寄与するとともに、当該事業者の財務内容改善（自己資本比率の向上）にも寄与したであろう。なお、そのような「預金積み増し」（経営者〔家族〕預金を含め）に応じられる取引先は銀行界では「取引振り」の良い先と呼ばれ、それは当該取引先が借入れに呼応したキャッシュフローを生み出し得ているかどうかの尺度の一つでもあった（例えば、銀行研修社〔1981〕pp.135-150）。

以上のような「極力自組合内で自立的に資金を回していく工夫」が、信用組合業界全体として奏功した——つまり信用組合業界全体では商工中金や政府資金にほぼ依存せずとも資金を回していけるようになった——ことの証左が、同業界「自前」の系統金融機関である全信組連の運営が軌道に乗り商工中金の支援から脱却したことであった。図表8の上方にあるように、1950年代半ば過ぎには商工中金との関係ではほぼ借入れ超過を解消した⁽⁴²⁾。また地方公共団体の財政資金も、地域の個別信組の「資金繰り支援」から、図表8の“※”注記にあるような、制度融資実行分見合い分が主体で透明性の高い全信組連経由のものが多くなっていったようである⁽⁴³⁾。

そのようにして、「信用組合—全信組連」という独自の系統金融が出来上がっていけば、商工中金中心の系統金融（ビジョン）のことを意識したり論じたりする必要もなくなるだろう。それを象徴するのが、座談会「信用組合の経営はどうすれば伸びるか」〔1958〕で山屋全信組連理事長が発した「本年〔1958年〕は私は〔信用組合業界の中小企業融資総額は〕商工中金よりも大きくなりはしませんかと思っている」⁽⁴⁴⁾との言葉（p.22）ではなかろうか。筆者には、そこに、下町深川の材木店員から「体当たりで生きて伸し上がって

きた」（武田〔1980〕p.120）信組業界リーダー山屋組合長⁽⁴⁵⁾の「商工中金何するものぞ」との気概が込められているように思われる。

ともあれ、商工中金が（全信組連はともかく）個々の信用組合の資金的バックアップ組織としてあまり頼りにされていなかったことは確かなようであり、たとえば地方行政で信用組合の振興・監督に携わる官吏たちの間でも「商工中金に頼ることはできない」とのアンケート意見が多数を占めていた（金融財政事情研究会〔1955〕p.37）。

(5) 1950年代の信用組合業界の理念面での実相——筆者なりの小括

この3節の冒頭に、（協同組合法や「組合金融」ではなく）「零細事業者たちが信用組合を求めているという『絶対的な必要性』」それ自体が、全国各地の信用組合役員たちにとり「役員の心に響きモラル（志気）を高める明快な励まし」の源泉になっていた可能性があるのでは、という問いを置いた。

信用組合人たちの座談会発言を見、また信用組合の「資金の回し方」について諸資料・データを検討してきた結果、当時の信用組合の種々の工夫点、とりわけ押し寄せる借入れ希望者たちを「まず預金、次に貸出」と説いて「捌いて」^{さば}いった様相を、まだまだ不十分ながらある程度浮かび上がらせることができたように思う。

当時の信用組合業界は「信用金庫の網の目でも掬えない」小零細事業者の資金ニーズが押し寄せ、それらを大量に掬上げるため、信用組合は「資金の回し方」や職員管理にもたげざるを得ず、確かに協同組合と言うよりも金融機関的な発達を辿りつつあった。時を遡ってその頃の信用組合の現場を想像してみるに、それは繁忙を極めていたとともに極めて「手応え」のある職場であったのではなかろうか。その中で「小零細事業者たちに絶対に必要とされている」という自己認識それ自

体が、個々の信用組合の「明快な励まし」になっていたのではなからうか。

以上が、1節(5)にて掲げた本論の考察課題に対する、筆者の中間的かつ「地域型」信用組合に限っての見解である。すなわち、当時の信用組合人たちは、業態根拠法よりむしろ、信用組合の日々の業務上の「手応え」から、「金融機関」としての、また「中小企業者たちのための組織」としての、「経営・業務理念」を思案していたのではなからうか。

ここで、当時の信用組合人たちが「経営・業務理念」の礎石とすることが可能であったであろう「業態特性」につき、筆者なりの見解を提示してみたい。「(地域型)信用組合の当時の実際の様相を反映した業態特性」(1節(2)の末尾に記した信用金庫の業態特性に対応)を仮説的に提示するならば、それは以下のようになると思われる。

【(地域型)信用組合が経営・業務理念の基にすることができる業態特性】

信用組合は、信用金庫の網の目でも融資が受けられない小零細事業者たちのために金融の円滑を図るため、銀行化志向から距離を置き、組合員の扱いに軽重をつけることをしない協同組合組織の金融機関である。

この筆者案の「信用組合の業態特性」(以下、若干縮めてこう言う)では、協同組合法の目的規定の中の「相互扶助の精神に基き協同して事業を行う」は採り上げてはいない。

一部の業績や「取引振り」の良い「優良組合員」たち(彼らは信組経営層に「顔が利き」、「総代」などにもなっていたであろう)を除き、大多数の組合員たちにとっては信用組合は「協同して事業を行う自分たちの組織」では決してなく、彼らは確かに「お客」に外ならなかったであろう(本節(3)の座談会でも「客」という呼び方が「組合員」よりも圧倒的に多い)。

また、本節の(3)(4)で見たように、小口の借入れ希望者たちが押し寄せる信用組合

においては、彼ら「お客」たちを大量に「捌いて」いき、それでも収益面・資金繰り面で信用組合自身が回っていくために、金融機関的な収益性・効率性志向や職員指導・管理も重要で、結局「金融機関的な経営管理」も必要であった([全国中央会] 振興部 [1958])。さらに言えば、2節(5)で紹介した水野[1972b]の「中小企業者には“一国一城の主”的な気質があり、組合運営でもそれが表れがち」との指摘も、あながち信用組合のトップ層とも無縁ではなかったであろう(例えば、武田[1980] p.12など)。

それでもなお、筆者案の「信用組合の業態特性」には「銀行化志向から距離を置いた協同組合組織」との旨を記している。それは、小田橋[1956]が言うように「協同組合はその根底において弱者の結合である」という「協同組合の基本的特性」を外さないことで、森[1973] p.56の言う「組合員には融資期待権がある」という認識を信用組合が保つことにつながるからである。

すなわち、「協同組合」の基本的特性は、すべての組合員にその組合の事業から奉仕(サービス)を受ける権利を供することである⁽⁴⁶⁾から、どんなに零細な事業者から、ほんの小口の借入れの要求があっても、信用組合は協同組合組織を自認する限り融資機会の門戸を閉ざしてはならないことになる。また、返済可能性など信用リスクの面から、銀行などであれば「門前払い」したがるような融資案件であっても、信用組合では組合員に「どうやったら融資が可能になるのか」と、彼らとコミュニケーションし続ける必要がある、ということになる。武田[1980]が書き留める永代信組山屋組合長の次の言葉にも、そのような認識と実践が表れている。「組合員になるというのは、いずれかの時には組合を[借入れのため]利用しようという目的があるからで、役職員は個々の組合員の信用度を日頃から調べておかねばならぬので、双方の接触面が深かった」(p.121)。

図表9 「地域型」「業域型」「職域型」「民族型」各々の信用組合の集計計数
(1960年3月末)

単位：百万円

	信 組 数		預 金 額			貸出金	預貸率
		構成比		構成比	一信組平均		
地域型信組	349	79.3%	117,819	81.4%	338	100,430	85.2%
東京都	50	11.4%	33,088	22.9%	662	29,753	89.9%
大阪府	34	7.7%	18,720	12.9%	551	16,686	89.1%
その他	265	60.2%	66,011	45.6%	249	53,991	81.8%
業域型信組	42	9.5%	13,450	9.3%	320	11,505	85.5%
東京都	18	4.1%	8,924	6.2%	496	8,471	94.9%
その他	24	5.5%	4,526	3.1%	189	3,034	67.0%
職域型信組	27	6.1%	5,142	3.6%	190	3,154	61.3%
民族系信組	22	5.0%	8,359	5.8%	380	8,107	97.0%
データ中の全信組	440	100%	144,770	100%	329	123,196	85.1%

付注1) 「民族系」は正式の信組タイプ区分ではないが、「地域型」のうち在日韓国人系等の民族的紐帯に基づく諸信組(由里 [2020c])からなる。

付注2) 県内の中小企業組合のため設立された「県商工型」信用組合は、その数も4組合と少なく(『信用組合史』p.196)、「地域型」に含められている。

出所) 全国信用組合中央協会から筆者が入手した「440組合 S35/3 調査データ」(注47参照)に基づき筆者作成

以上のような「信用組合の業態特性」とその内容説明とを、信用組合業界として明文化し共有することができていたならば、仮に協同組合法の目的規定はそのままであっても、信用組合業界役員職員の心に響きモラル(志気)を高める明快な励ましになり得たのではなかろうか。

(6) 「業域型」「職域型」「コミュニティ・バンク型」など多様な信用組合業界の状況が業界理念の探求をより難しくした

(5)において、1950年代半ば当時の信用組合の「業態特性」に関し、筆者なりの「明文化」案を記した。しかし、信用組合業界(現在に至るまで)の理念問題が複雑なのは、本論でほぼ始終頭に置いてきた「地域型」信用組合以外に、「業域型」「職域型」などの信用組合も並存していることである。

図表9は、筆者が由里 [2021e] 等『しんくみ』誌上での連載執筆のため全国信用組合中央協会(以下「全信中協」)から入手した

信組別データ(同稿で「440組合 S35/3 調査データ」⁽⁴⁷⁾と呼称)に基づいて作成した、組合員集団のタイプ別の信用組合の計数概要(1960年3月末時点)である。

本表によれば、本論で今まで特に断らずに議論の主対象としてきた「地域型」信用組合は、確かに信組数でも預金額でも信用組合業界の約8割を占め、その種の信用組合を主に念頭に置いて考えることも間違いではなさそうにも思える。また、それら「地域型」とりわけ東京都・大阪府など主要都市域の信組経営者たちが業界を代表することがほぼ常であったことも事実である(注45後段参照)。

しかしながら、以下で見ると、「業域型」信用組合は同業の中小企業者同士の、また「職域型」信用組合は職場を同じくする勤労者同士の、それぞれの「協同組合」としての特色を実態的にも濃く有し、またそのことがそれら信用組合の経営に寄与していた、ということからすれば、本論の主題からは「地域型」以外の信用組合を捨象することは適切

ではない。

たとえば、由里 [2020b] で述べた東浴信組は、東京浴場組合の付帯事業として業務を開始し、その後も同組合との緊密な連携、ならびに浴場業の特殊性と「(公定の) 浴場料金闘争」などによる同業者間の強い連帯性により、都下一円の浴場業者との取り引きをほぼ固めきっていた。営業推進コストがほぼかからず、また信用コストも一業種のみ審査なので僅少に抑えられ、貸出金利は10%割れもあるなど、「業域型」でも真に単一業種からなる「純粋型」の信用組合として、金融機関としても長所を十分に発揮していた(市来 [1957])。

また、『中小企業協同組合』誌(1957年6月号)が伝える(pp.44-47)東京・横浜の2つの青果商信組では、各々の事業協同組合と同じ理事長・役員陣のもと、組合員の商流に伴う資金がほぼ自動的に捕捉され、信用組合が納税事務まで代行する(日々捕捉される売上代金から預け替えられた納税準備預金から出金)など、2節(1)で紹介した産業組合的な「組合主義」が現実のものとなっていた。

また、「職域型」信用組合における「相互扶助」の好事例としては、本節(3)で紹介した座談会②において、名古屋丸八信組の小島公平総務課長が語った「世話係」の働き(上記(3)の座談会発言部分には含まれていない)が挙げられよう。

名古屋市役所の職域信用組合である丸八信組は、各部署に百名近くいる「世話係」が出入金の取次事務を「代行」し、それにより同信組はわずか数名の専従職員で6.6億円の預金高(前述の「440組合S35/3調査データ」)を有し(前掲の図表9を参照すれば東京都「地域型」の平均額に匹敵)、同座談会でも他の出席者たちから経費効率の良さを羨ましがられている(座談会「信用組合の窓口から見」[1956] pp.28-29)。

以上の「業域型」・「職域型」に加え、「地

域型」の中でも地方の小さな市・町を基盤とする「コミュニティ・バンク型」の信用組合(由里 [2019c])にも、「協同組合性」が大なり小なり存続していた様が見て取れる。本節(3)で紹介した座談会②において、山形県おきたま置賜信組の菊池久蔵常務理事は、以下のように同信組では「お客さんたち」が新入りの職員たちを「教育する」様相を述べる。(同信組では新卒者をすぐ外務に出すが、客に教育してもらった結果として長足の成長をしてくれる、と同理事は語っている。)

「…私の方は…お客さんに、組合というものは自分たちのものである、というふうに考えてもらう…。それで「信組店舗で」使っている者ももちろん組合のものである。みんなのものなんだから、とにかくみんなで教育するのが当たり前だ、といったら、お客さんも非常に喜んですね。それで電話の掛け方とか、あなたはこういうふうにしちゃいけないということを、いろいろ教えてくれるんです。」(座談会「信用組合の窓口から見」[1956] pp.32-33、下線引用者〔本段の以下の引用文でも同様〕)

また、座談会③において、熱海信組の小倉光次代表理事が次のように述べているのも、産業組合時代を知る小都市の信組経営者による協同組合的理念の表明であろう。

「私どもは預金の増強という根本的な理念において〔座談会の皆さん方と〕考え方が違うんです…資本主義の経済で〔はあるが〕、〔元産業組合の系譜の〕信用組合としてはそれ〔規模拡大志向〕だけによって運用すべきじゃない、と考えている。(1文略)私どもは50年やっておりますが、昔の通り一市町村〔熱海市〕の行政地区でやっております。そのような関係で、資金量に比べて利用者の数はすこぶる多いと思う。〔引用者注：小倉理事が述べた預金額・組合員数データから

算出すると、組合員家族も含めた預金者一人当りの平均預金額は5万円]」（座談会「信用組合の経営はどうすれば伸びるか」[1958] p.23)

「…あくまで協同組合精神でいくんだということですね。それで預金増強の新機軸としては、やっぱり貸付の面とマッチするということですね。[日掛・定期貯金の預入状況]とマッチして、零細な資金はなるべく無条件で貸出す。しかもそれ[旧産業組合同的な小口信用]は、地をはって今日全国的にとにかく発展をしたという形になっている。この過程は忘れてはいけないと思う。信用組合はまさに組合員の組合でありますから、銀行や金庫の真似を[せず、組合員を]信用して[融資を]出すという建前で、相手方の内容は一人々々よくわかっておりますから、おそらく焦付きというものは非常に少ない。(後略)」(同 pp.23-24)

以上見てきた、「業域型」、「職域型」、そして「地域型」でも「コミュニティ・バンク型」の諸信組には、本節(2)で述べた、大蔵省が「これなら信用金庫と“棲み分け”が可能」と見込んだ、「顔の見える」組合員間の小ぶりかつ「相互的な組合金融」(ないしは小ぶりではなくとも名古屋市役所のように同一の職場職員同士で相互信頼度が高い場での「相互的な組合金融」)が、実際に存在意義を発揮していたことが見て取れる。

そのような諸信組にあっては、協同組合法が業態根拠法であることへの違和感は主要都市域の「地域型」諸信組よりもかなり少なかったであろう。そのような多様性ある信用組合業界内の理念面での温度差こそが、本論のまとめとなる次の4章で見るように、信用組合業界が理念面で協同組合法との懸隔を埋める試みに本格的に着手できなかった、その大きな要因の一つになったと考えられる。

4. 1957・58年の金制調論議でも先延ばしにされた信用組合業界理念の議論——現在まで続く協同組合法との懸隔の一起点

(1) 1957・58年金融制度調査会における信用組合の業態理念性格づけに関する論議

前節(1)で見たように、1950年代半ばには信用組合業界は諸金融業態の中でも発展性が瞠目される存在になり、同(2)で見たように大蔵省も同業界が小零細企業の金融円滑化に果たす役割を改めて評価するようになった。また、同(4)で見たような同業界の預金吸収策は、信用金庫業界との競合激化も招いたであろう。

加えて、1955年から翌年にかけての金融緩和過程で信用組合(次いで信用金庫)に業況悪化事例が起り、信用金庫の側は「これら弱小組合の事故発生による[世間のイメージ面の]悪影響が[以前「信用組合」の看板であった]信用金庫にも及び、少なからぬ迷惑を蒙っている」(『金融財政事情』、1957年10月7日、p.11)との不満を募らせていた。そしてその批判の鋒先は「弱小組合」の「濫設」をもたらしした信用組合の都道府県監督制にも及び(同)、信金業界内には「地域型」信用組合を制度的に廃すべき(そもそも「協同組合性」が希薄化しているのだから)との主張(信金への転換・整理統合)まで台頭するに至った(X・Y・Z [1957b]、匿名“有識者” [1956]⁽⁴⁸⁾ p.34)。

そのような信用金庫業界側の声とは別に、信用組合業界側にも員外預金の範囲の拡大や取扱可能業務の拡大の要望があった。それらを背景に、1956年7月に発足した金融制度調査会(以下「金制調」)の2年目(1957～58年)の議題の一つとして、「協同組織による中小金融制度について」が検討テーマに上がり、「協同組織による中小金融制度に関する制度専門委員会」(以下「専門委員会」)を設けて議論されることになった(『信用組合

史』 pp.363-365)。

専門委員会での議論ならびにその帰結は『信用組合史』 pp.364-381 に詳しいので本論ではその全容には立ち入らず、前述の信用金庫業界の信用組合業界批判にもあった「地域型信用組合の協同組合性の希薄化」の問題に絞って、専門委員会（周辺）での議論を見てみたい。

1957年12月には、専門委員会での議論の一応の結論として「協同組織による中小企業金融制度に関する問題点」（以下「協同組織制度の問題点」）が第4回金制調に提出された。そしてその「1. 性格について」には、以下のように、本論で検討してきたものとかかなり重なる視角・論点が列挙されていた（符番は原符番のまま、信用金庫のみに関連する(7)は割愛）。

「協同組織制度の問題点」「1. 性格について」

- (1) 協同組合は、相互扶助を目的とする人的結合体であることを基本的な特徴とするものと考えられるが、信用事業を行う協同組合（信用金庫及び信用組合）についても同様に考えてよいか。
- (2) 零細事業者を基盤とする純粹の協同組織による金融事業が健全な経営を確保し、その発展をはかることは本質的に極めて困難な事柄ではないか。
- (3) 信用組合がその事業の対象を組合員外に広げることが、現行制度の本質に反することとなると思われるがどうか。
- (4) 現行制度においては信用組合は協同組織体としての性格に徹すべきものと考えられているが一部組合中には實際上協同体的特質が希薄化しつつあるものも認められる。このような制度と実情との懸隔をどう考えるか。
- (5) 現在の信用組合の性格について考える場合、地域組合とその他の組合とは区別する必要はないか。
- (6) 地域組合の場合、事業区域の著しく広いものや、支店の多いものは、協同体

的特質が希薄になることはないか。

（『信用組合史』 p.369、下線・傍点は引用者）

上記の「協同組織制度の問題点」の1.- (1) および1.- (4)～(6) の指摘に対し、その後の信用組合業界側の反論は、1958年1月14日開催の第6回金制調における以下の「意見の概要」を基本的に繰り返す、というものであった。

「信用組合業界の問題点に対する意見の概要」

1. 信用組合は、相互扶助を目的とする人的結合体としての性格が、信用金庫以上に濃厚であり、このような特質は決して希薄化していないとみられること。

（『信用組合史』 p.371、下線は引用者）

同「意見の概要」では、上記1.の主張内容を前提に、2.において信用組合と信用金庫の競合問題を「さのみ重大なものとは思われない」と述べる（「地域型」とそれ以外の信用組合との差異という論点には触れない）。また3.においては「信用組合の零細金融に対する貢献は多大なもの」と述べて、業務範囲の拡張の必要性を訴えている（以上、『信用組合史』 p.371）。

上記1.・2.のような主張は、本論の2節で見た「協同組合法の下信用組合」という考え方に概ね沿うもので、3節で見た主要都市域の「地域型」信用組合の実際の姿に照らせばかなりの違和感がある（逆に、前掲の「協同組織制度の問題点」は真っ当な問いかけに思われる）。

なお、そのような主張の「ブレーン」としては、この時期まだ信用組合業界自身には金融制度調査会の議論に対処し得るほどの中央組織はなく（注23前段参照）、全国中央会の信用組合部会がその役割を担っていたことから、恐らく中央会常務理事（専従）の岡崎正男（専門委員会の委員でもあった）がその役

を担ったのではなかろうか（同理事は『中小企業協同組合』誌に律儀かつ分析的な専門委員会関連の報告⁽⁴⁹⁾を載せている）。そしてそのように全国中央会が議論に対処したことが、主要都市域の「地域型」信用組合の「実感」や現場の「矜持」を後ろ盾とした議論が信用組合側から出ずに、「全国中央会頼み」・「協同組合法頼み」の形式主義的な議論に終始した要因になったのではないかと推量される。

とはいえ、仮に信用組合業界自身に確たる中央組織があったとしても、3節の最末尾で述べたように、「業域型」、「職域型」、そして「地域型」でも「コミュニティ・バンク型」の諸信組という多様なタイプの信用組合が並存する業界において、業界横断的なポジション・ペーパーを取りまとめるのは至難のわざであったろう。

その後1958年5月、金制調は結局「制度としてはまったく現状維持」の中間答申（『金融財政事情』、「新聞の盲点」、1958年6月23日、pp.12-13）を了承・採択した（『信用組合史』pp.379-380）。一応そこには、信用金庫・信用組合両制度の「根本的調整についてはあらためてとりあげる」と付記されていたものの、「[大蔵省内には] 正直なところいつのことかまったくわからないとの声があった（上記「新聞の盲点」p.13）、と伝えられる。

そして「信用組合への規制強化を求めている信用金庫側にはかなり不満が残」り、「信用協同組合側は“一応の勝利”感にひたっている」（同p.12）と、上記「新聞の盲点」は記している（なお信用金庫業界の「かなりの不満」については井口〔1958〕を参照）。

(2) 『信用組合史』による専門委員会論議の総括に見る「金融機関」としての自信とそれに対する筆者の違和感

このように信用金庫業界に「一応勝利」した信用組合業界であったが、『信用組合史』

はこの1957～58年の専門委員会の記述を終えるにあたり、以下のような「所感」を記している。

「…上述〔の〕金融制度調査会論議は、すでに信用金庫法によって認められた信金の員外預金を前提として員外預金を認めない純粹の協同組織として信用組合を位置づけようとする無理を冒している。すでに信用組合も、実態は中小業者自身の自律的、人的結合組織ではなく、主としてこれら無組織の中小業者に融資する、中小業者とは独立の経営体として歩み始めているわけである。この段階では、信用組合は相互扶助の精神に基づく中小企業者等の自律的組織であるとはいえないのである。信金法ができたことによって信用組合をこのような時代錯誤的理念に押し込めようとするところに無理があった。」（段落改め）

「[員外預金の規制緩和等、信金的発展の方向を目指すならば] 信組はすでに業者の組織ではなく、業者と対峙する金融機関であるということ的前提にした新しい信組理念に立たなければならないが、ここでもなお『組合員のための、組合員による、組合員の金融機関』という基本性格を踏みはずすことは、その存立基盤を掘りくずすことになるだろう。」

（以上、p.382; 下線・傍点は引用者）

専門委員会の議論と『信用組合史』刊行との間に18年の歳月があったことを差し引いても、前述の「信用協同組合側は“一応の勝利”感」との伝え方（『金融財政事情』誌「新聞の盲点」）に比して、実際は信用組合業界内部に「協同組合という『時代錯誤的理念』に『押し込め』られた」ことへの不満も相当あった、ということではなかろうか。

そのような「不満」は、本論3節においてそのタイトルどおり「小零細企業融資に勤しみその原資をやり繰りする信用組合」を歴史

的事実として見てきた筆者には、十分理解できる。それら信用組合の姿は、上記『信用組合史』の引用部分が記すとおり「これら無組織の中小業者に融資する、中小業者とは独立の経営体」であり、それら中小業者の運営になる「協同組合」ではなく、むしろしばしば「[中小] 業者と対峙」せねばならない「金融機関」の姿であった、そのことには筆者も異論はない。

しかしながら筆者の考えでは、3節(5)で論じたように、信用組合が協同組合組織であることには、やはり重要な意味があった。「協同組合」の籠——組合員全てが組合のサービスの利用権すなわち「融資期待権」を持つこと——ゆえにこそ、「信用金庫の網の目でも融資が受けられない零細事業者たち」にも融資対象として目配りをする」という、信用金庫にも十分遂行できない信組独自の業態特性(3節(5)において四角囲みで提示した【信用組合が経営・業務理念の基にすることができる業態特性】)を発揮することができるのではなかろうか。

『信用組合史』もまた、上掲の引用文の末尾で「新しい信組理念」においても「『組合員のための、組合員による、組合員の金融機関』という基本性格を踏みはずすことは、その存立基盤を掘りくずすことになるだろう」と述べ、恐らく筆者の上記見解と相通じるであろう一面も示してはいる。しかし同書が、信用組合を「業者と対峙する金融機関である」と位置づけることと、「組合員のための、組合員による、組合員の金融機関という基本性格」を踏み外さないように、と述べていることとを、どのように整合的に理解すればよいのか、どう考えても筆者には判然としない。

筆者が、『信用組合史』の先の引用部分から読み取れると思うのはむしろ、同書が上梓された1976年に至るまで、四半世紀近くの間急成長を続けていた信用組合業界——とりわけ主要都市域の「地域型」で成長志向の

諸信組——に漲^{みなぎ}っていたであろう金融機関としての自信のほどである。その急成長ぶりは、本論の3節で見た「小零細企業融資に勤しみその原資をやり繰りする」努力の継続の賜物で、それは実際に数多くの小零細企業の金融円滑化につながったであろうから、筆者もその「自信のほど」に対し否定的な評価はしたくない。しかしそれが、「最末端の零細な借り手の面倒を見る『協同組合』金融機関」としての理念の考究を後回しにする——千数百頁にも及ぶ『信用組合史』でもほぼなされていない——要因になったとすれば、やはりその弊害もあったと考えざるを得ない。

(3) 現在に至るまで続く「業態根拠法と理念との懸隔」とその弊害

1節(5)で前言したとおり、「業態理念の歴史的研究」としての本論の射程は1957～58年の専門委員会での「業態論議」までであるので、ここからはごくラフな「スケッチ」になるが、その後の信用組合業界の「理念問題」に関し若干記してみたい。

専門委員会の中間答申を受けた金融審議会で、その「現状維持」を勝ち取った信用組合業界は、その後1960年代以降「金融機関」としてさらなる道具立て(員外預金や預金保険など)を獲得し、その中で「協同組合法との関係にも向かい合った業界理念」の考究は先延ばしされ続けたように見える。そのような「理念を後回しにした金融機関としての発展」という展開が、実は、1990年代の比較的早くに相次いで問題化した、規模急拡大志向で大口預金・大口貸出先依存の「地域型」信組(安全・協和・コスモ・木津の各信組⁵⁰⁾などの破綻劇への長い導火線となった、その可能性は否定できないであろう。筆者には、それら破綻劇が、それらに35年以上先だって記された、小林[1958]の次のような懸念の現実化のように思われてならない。

「…信用組合界には、口では立派な協同組合精神を説き^{なが}乍ら、経営の実態は極めて

営利的な色彩のものがあるし、或いはまた、組合経営に対する指導原理などというものは全くなく、無性格な、御都合主義の経営が行われ一歩その運営を誤れば善良な一般組合員に不測の損害を与える虞れのある組合もあるやにきく。(中略、段落替え) …組合は組合員全員のためのものでなければならぬ。」(p.12)

「昭和初頭の大金融恐慌の折、銀行の破綻によって影響を受けた組合はあったが、信用組合自体の失敗により倒産したものは殆どなかった……協同組合的な色彩が強く、閉鎖的な機能しか果たしていなかったのが主因であると思われる。ところが、現在においては…協同組合的な組織の強さは喪われてしまっているのであるから、不況の荒海の外に超然としていくことは許されそうもない。[いかなる経済変動にも対処できる抵抗力を付ける]ためには、徒らに外延的な経営に走り、地区を拡張し、店舗を増設し、預金を伸ばし、職員を増すとといった膨張政策に反省を加え… (後略)」(p.12、下線引用者)

小林 [1958] は上記引用部分の前後でも、信用組合が組合員全員のために存することを繰り返し強調している。そのような「協同組合組織本来の原則」を、例えば3節(5)で筆者が提案した「信用組合の業態特性」のように信用組業界として明文化し、それを個別信組が意識していたならば、1990年代のバブル崩壊過程で、よりによって協同組合法を業態基本法とする信組業界において銀行・信金業態よりも先んじて世間の耳目を引く破綻劇が頻発すること——そのことによる業界全体が蒙った信用上のダメージは図りきれない——など、まず起こり得なかったはずである。

もちろん、信用組業界ではそのような事態を踏まえ、真剣に業界理念の問い直しを行ってきたし(2002～03年の「信用組合のあり方等に関する特別委員会」[全国信用協

同組合連合会年史編纂室 [2004] pp.467-469) など、筆者自身も、しばしばそれらの会議に参加して意見を述べてもきた。しかしながら、自分自身の至らなさへの反省も込めて申せば、それらの「業界のあり方」の検討の場で、業態根拠法たる協同組合法を理念的源泉として、そこから役職員の心に響きモラル(志気)を高める明快な励ましを真剣に汲み取ろうと議論を交わすことは、案外少なかったように思われる。

(4) 業態の歩みを振り返り業態理念と根拠法との「懸隔」を埋める組織的な取組みを

筆者が最も危惧するのは、今日なお存する信用組合の業態根拠法と業界理念の在処との懸隔(隔たり)につき、「それを再び結びつけなければ」と「問題を意識する」よりも、その懸隔を問題とも思わないまま「懸隔が慢性化」し続けることである。

筆者にその懸念をいや増しにさせたのは、家の光協会 [2011] (『協同組合の役割と未来』) への全信中協からの寄稿(第2章の「信用組合編」、pp.177-191)を目にしたときであった。信用組合の起源を品川・平田の「信用組合法案」に求める一方で現存の業態根拠法である協同組合法への言及は理念面では薄く、根拠法と自らの営みとの関連を時に熱く述べている農協・生協・労金などのセクションと比べ、筆者には物足りなかった。

2019年に全信中協がアジア信用組合連盟(ACCU)に加盟して(全信中協調査企画部 [2019])以来、ACCU加盟のアジア諸国の信用組合の様子や信組業界人たちのACCUでの国際交流が活発になってきている。それが好ましい動きであることは言を俟たないが、であればこそ、本論2節(1)などで述べた、わが国の1949年協同組合法の(アジアにおける)先進性(注15後段参照)を当の日本の信組業界はもっと再認識すべきであろうし、本論で筆者が試みたような、同法と業界理念との関連づけの試みも、(筆者の独

り相撲でなく) もっと組織的になされてしかるべきであろう。

その、同法と業界理念との関連づけ、本論で用いてきた言い方では「懸隔を埋める試み」においては、「懸命に小零細企業に融資し懸命に金融組織作りを続け、根拠法の理念と向き合うには忙し過ぎた」ことの、謙虚な、しかし業界の「実績」へのプライドも持った信用組合業界の歩みの振り返りがなされるべきであろう。そのような「業界の歩みの振り返り」は、業界の年史編纂時に自ずとなされる場合も多いのであるが、信用組合業界の年史はそれ以前の年史においてカバーされている時期に関しては「全面的にパスする」方式を採ってきたため(注11参照)、それがなされていない。

たとえば本論で見た1957～58年の専門委員会論議にしても、またその頃の「小零細企業融資に勤しみその原資をやり繰りする信用組合」の姿にしても、『信用組合史』(1976年)以来、歴史的振り返りはなされていない。前述のようにバブル崩壊時の蹉跌、その後の信用組合数の激減(とりわけ「地域型」)や都道府県監督制の終焉も経た今、1976年当時の視点——本論で見たように大都市域「地域型」諸信組を中心に自信にみなぎっていた時期——に立った1949～50年代に関する捉え方を「業界の正史」として固定させて良いはずはない。せめて、重要な制度論議等の「歴史的節目」に関してだけでも、上記の「全面的にパスする」方式は見直し、「業界史」上の意味をあらためて問うべきではなかろうか。

また、既に72年間も業態根拠法であり続けた、また、同法ゆえにこそ多様な信組業界が存在し得た(3節(6)参照)と考えられる協同組合法につき、筆者としては、今後は業態根拠法としてもっと「確たる位置づけ」(法制的にも業界の理念上も)を持たせるべきと考える。その意味で、上記の「懸隔を埋める試み」の一環に、法律の専門家も

参画した考究の場も設けられるべきであろう。

さらに、本論4節(1)で1957～58年の金制調専門委員会を辿り、筆者はあらためて信用組合業界は全国中央会に対して歴史的に「恩義」を負っていてもいると感じた。今なお毎年、全国信用組合大会に全国中央会の代表も招かれている、その割には、同会と信用組合業界の関わりにつき、少なくとも信用組合業界側においては認識や広報活動が少ないのではなかろうか。その観点からも、歴史的研究の余地はまだまだあるように感ぜられる。

最後に、信用組合の理念史とは別に、本論において「リレーションシップ・バンキング論」的に興味ある素材が浮かび上がったことも申し添えたい。3節(3)で紹介した信用組合人たちの座談会での語りにも、1950年代の信用組合にひっきりなしに押し寄せていた零細な「正味借入先(希望)のお客」の集団を、信用組合がどのように「順番待ち」させ、どの時点でどの種の融資を始めたのかに関し示唆する点が多い。それは、金融論の中の「リレーションシップ・バンキング論」の視座からも非常に興味を持てる歴史的素材であろう。

【本論で用いた略称の一覧】

金制調……金融制度調査会

業態根拠法二法……中小企業等協同組合法および協同組合による金融事業に関する法律協同組合法……中小企業等協同組合法(1949)金融事業法……協同組合による金融事業に関する法律(1949)

商工中金……商工組合中央金庫

『信用組合史』……全国信用協同組合連合会20年史編集室(編)[1976]、『信用組合史：全国信用協同組合連合会20年史』

全国中央会……(社)全国中小企業団体中央会(1958年7月以前は全国中小企業等協同組合中央会)

全信組連……全国信用協同組合連合会（1954年発足）

全信中協……全国信用組合中央協会

専門委員会……協同組織による中小金融制度に関する制度専門委員会（1957～58年）

団体組織法……中小企業団体の組織に関する法律（1957）

中小公庫……中小企業金融公庫

日中連……（社）日本中小企業団体連盟（1952年8月以前は日本中小企業連盟）

【注】

（1）金融監督当局の視点で金融機関をその業務の態様・実情から類別し、類別された金融機関組織の集合体各々を「業態」と称する（全国地方銀行協会企画調査部〔1987〕p.44；吉原ほか〔2000〕p.365）。本論ではこの語は、金融制度（業態根拠法制や当局の視点からの位置づけを含む）や金融統計（業態間比較など）などの場合に用いる。

他方、たとえば当該業態の全国中央協会や同協会会長など、中央組織・個別金融組織やそのリーダーたちの行為主体としての側面をより強く意識している場合、「業界」という語を用い、「業界中央組織」、「業界の個々の組織」、「業界リーダーたち」等の呼称を用いることにする。

（2）中小企業等協同組合法の第3条は協同組合の種類を限定列举し「信用協同組合」をそれらの一つとするが、第6条においてその組織名として「信用組合」を名乗ることも認めている。この「信用組合」名称の許容は、市街地信用組合業界からの「明治の産業組合法以来多年にわたって使用されてきた『信用組合』の看板を替える事務費用・世間体的影響」などを理由とした反対論が同法案の衆議院での審議段階（1949年5月）で受容されたゆえであった（全国信用協同組合連合会20年史編集室〔1976〕pp.87, 100）。なお本論では、上記1949年以来大半の組織が「信用組合」の名称を用いてきたことに鑑み、基本的に

「信用組合」の語を便宜的に用いるが、その用語法にかかわらず、本論の論述においては信用組合もまた「協同組合」の一種であることを軽視してはいない。

（3）本論で金融業態の根拠法の条文を引用する際には、基本的に末川〔1960〕に拠った（もちろん、法律改正があった条文については、論述対象とする歴史的時点に応じ他の典拠に拠った）。

（4）当時の金融監督行政において「金融機関」という語が含み持っていた意味につき、由里〔2021a〕2.2の末尾および同稿注20で述べたとおり、以下の点を押さえておくべきであろう。

- ・大蔵省の「『金融機関』観」の核心は、一般預金（つまり協同組織出資者以外の者からの「員外預金」）の受入れとそれら一般預金者の保護にあった。

- ・「金融機関」として大蔵省が自由裁量で免許を与えた限り、当該金融組織は「公共性」を有する。（一般預金者がその信用度につき半ば公的な認証があるものと理解するのは当然であるし、当該組織の役職員はそれに背かぬ業務運営に努めねばならない。）

なお同稿では言及しなかったが、大蔵省銀行局〔1953〕p.210が1951年制度改正後の信用組合につき「原則として員外預金の受入を行わない機関とする」とともに、公共性の希薄化に応じて、監督権を都道府県知事に委任した」と述べていることも、大蔵省の認識における金融機関の「公共性」が、一般（員外）預金者の存在と緊密に関係していることの証左であろう。ちなみに銀行業界においても、北原〔1981〕（著者は全国銀行協会連合会常務理事〔当時〕）の次の一文のように、大蔵省の認識と整合的な意味で「銀行の公共性の原則」の理解がなされていた。「銀行の公共（社会）的役割は預金者保護、金融取引円滑化、信用秩序の維持等に求められるが、銀行はこれら公共的役割を果たすため自主的

- 努力を日々の経営の中で行っている。」(pp. 168-169)
- (5) 青山 [1953] によれば、同法第1条(目的、その文言は信用金庫法のそれ [上掲] に似る)の「国民大衆のため(の)金融」は戦前来の「庶民金融」と同義であり、銀行から融資を受けることが容易でない中小企業・賃金労働者たちへの金融の円滑を図ることを意味する(pp.22-23)。また、第2条(相互銀行の業務)の第1項「一」に記された「所謂無尽業務」は、「その大部分が中小商工業者即ち普通銀行から融資を受けることが困難な庶民階級に属するものであり」、「頼母子講の昔からつながる無尽の本質的要素」である、という(p.23)。以上2つの条項と第10条(一人に対する給付等の制限)とが合わさって、「民間金融機関自らによる国民大衆のための金融の円滑」の「代表選手」として期待されるのが相互銀行である(同)、と青山 [1953] は述べている。
- (6) 「協同組合による金融事業に関する法律案」審議にかかる参議院大蔵委員会会議録(第5回国会、同委員会議録第34号、全国信用協同組合20年史編集室 [1976] p.119 所載)によれば、大蔵省銀行局長は中小企業等協同組合法を商法的な組織法と位置づけ、協同組合金融事業法を「銀行法的なもの」と位置づけていた。当時の銀行法は1928年に制定されたもので、(銀行法案の準備自体は朝倉 [1988] pp.158-159 にあるように大正末からであったが)前年の昭和金融恐慌を受け、信用秩序の回復・維持が新法施行上の最大目的となっていた(小山 [2004] p.20)。当時銀行は、少数の資産家から大口で資金調達を行うよりも、広く一般大衆から集めた預金を重要な原資とする段階に入りつつあり、「こうした時代背景のもとで預金者保護が初めて名実ともに銀行監督の理念の中核に位置することになった」(同 p.23、下線は引用者)。そのような「預金者保護」を最重要視する大蔵省は、信用組合に端を発する金融システム不安の未然防止に関しても相当重要視していたであろう。
- (7) 「日中連」は、(社)日本中小企業団体連盟の略称で1948年3月に設立された(1952年8月までは「日本中小企業連盟」の名称であったが「日中連」の略称は共通)。なお、この日中連を含め、昭和30年代半ばまでの戦後の中小企業団体の名称・略称・設立年月・沿革については、加藤 [1960] pp.301-302 の沿革年表と一覧表とが有用であり、本論も基本的に同論考に依拠し、巽 [1965] pp.84-89 を補完的に参照した。
- (8) 本文でも簡記したが、豊田 [1953] の著者すなわち豊田雅孝につき「元商工次官、商工中金理事長、日中連会長」云々と書き並べれば、「そのような“お偉方”に、中小企業者の共同事業について地に足の付いた“あり方像”など語れるものか」との感をいさぐ向きもあろう。筆者自身、本論の取り組みの一環として同氏や日中連に関し調べる前はそのような感覚を有していた。しかしながら、豊田 [1953] 所収の「中小企業と私」や『中小企業協同組合』誌の「組合今昔ばなし」座談会録(同誌1950年7・8月号)などを読むと、同氏が中小企業(組合)の現場や課題と関わってきた度合いは相当のものであったようで、本論で引用する豊田 [1953] 所収「優良組合の作り方」も、ある程度意味のある“あり方像”と解しうるのではと考える。
- (9) この「おかしな事態」が生じるのは、全国信用協同組合連合会20年史編集室 [1976] p.208 が指摘するように、「金融事業の専門性は中小業者自体の手におえないものとなり、中小業者とは独立の組織[信用組合]が彼らへの金融を担当することになった[歴史的]段階を考えれば、中小業者自体の[組合]組織理念をこの金融事業を行なう組織に適用することには無理が生じる」からであろう。付言すれば、農業協同組合に関しても、その運営のための専門性の高まりを踏まえ、同種の指摘がなされてきた(例えば近藤

- [1973] 所収「農協二五年」座談会 p.268 の佐伯尚美の指摘)。
- (10) 上記小原 [1970] の文中には、「金融機関」という語はあっても「協同組織」という語はなく、そこには、筆者が由里 [2021b] 5節ならびに由里 [2021c] において『協同組織』が信用金庫の経営理念上意味するところは未決の課題として残った」と論じた、「信用金庫の自意識の『金融機関』への偏倚」という同業態にとり未決の課題も表出しているように思われる。そのような事情の反映として、同業態については「(協同組織) 金融機関としての『経営・業務理念』」という文言を用いた。
- (11) 信用組業界はその後、『信用組史統』(全国信用協同組合連合会年史編集室 [1984])、次いで『信用組史續々』(全国信用協同組合連合会年史編集室 [2004]) を刊行しているが、前者は1974年度から1983年度まで(当該書 p.683)、後者は1984年度から概ね2003年度まで(当該書「あとがき」)に絞ったかたちでの信組業界史になっている。そのため、本文に記したように昭和戦後期(1970年代前半頃まで)の信組業界史に関しては『信用組史』が今なお唯一の業界刊行の「正史」といえよう。(なお、仮に1974年度以降に関して記した業界史であっても、中小企業等協同組合法がその業態根拠法であり続けていたゆえに、業界内外での制度問題論議等に際して同法「目的」条文を巡る議論が『信用組史統』ないし『信用組史續々』に記されている可能性はあるが、筆者がそれらを通覧したところ、そのような記述は見当たらなかった。)
- (12) 筆者自身は(コミュニティ [小規模]) 銀行論から中小企業金融論および協同組織金融論へと研究を進め、近年ようやく中小企業組織化論(契機としては由里 [2020a] 4節および由里 [2021a] 2節の執筆)ならびに協同組合論(契機としては由里 [2020d] 4節および由里 [2021a] 2節の執筆)にも関心を
- むけ出していたところであった。本論の執筆時までには、中小企業組織化論および協同組合論の両分野における比較的名の通った研究者やその著作につき徐々に分かるようになってきた、そのような段階である。
- (13) 『信用組史』p.105は、次のように記している。「戦後の制度再編成の時期に、すでに〔戦前期に〕このような金融機関性を獲得した信用協同組合を大正6年以前の〔各種産業組合の一種であった〕段階に引き戻そうとする考え方には無理があった。この矛盾はその後の高度成長過程でますます拡大してゆき、中小企業等協同組合法に基づく信用組合は、その根拠法で想定された姿とはまったく異なる実態をもつようになった。」
- (14) 『中小企業協同組合』誌(1951年12月号) p.19「人物素描」コーナーに、「全国組合大会」組合功労者として、川端巖の紹介がある。同コーナーによると、川端は1918年にインキ製造会社に就職、1929年にインキ輸出のための同業組合(東京輸出印刷インキ工業組合の前身)を組織し専務理事となった。昭和の戦時期には、工業組合中央会常務理事など工業組合とその統制関連の要職の一方、『工業再編成論』(川端 [1939]) および『中小工業論』(川端 [1941]) を著した。戦後も商工組合中央会常務理事などの立場で『中小商工業の振興策』(川端 [1947])などを著し、中小企業団体(日中連・全国中央会)の理論的支柱の一翼を担うとともに、国の中小企業政策にも影響を与えた。
- (15) 協同組合法の制定過程につき、それに先立つGHQ(連合国総司令部)からの要請に始まる法案作成経緯ならびに立法後の改正も含めて簡潔かつ正確に書き記したものとして、同法の起案・制定当時、日本中小企業連盟の常務理事として第一線の関与者であった稲川宮雄の手になる稲川 [1977] の一部を引用する。「中小企業庁は、〔総司令部が打ち出した〕経済民主化の基本線にそって新組合法の事務局案構想をたて、〔昭和〕23年9月、総

司令部に提出するとともに交渉に入った。(一文略) 総司令部は、組合制度に関する所管がアンチトラスト課であったことからもうかがえるように、企業結合を排除しようとするきびしい態度をもって臨んでいただけに、交渉は難航を重ねた…。(中略) 業種・業態によってその内容を異にする中小企業、とくに当時においては拠るべき統計資料を欠く実態の中での論議であったから、総司令部との折衝は想像を超える努力を必要とした。」(pp.63-64)

強い反独占(アンチトラスト)の態度をもつGHQに、中小企業の協同組合が独占的結合体の隠れ蓑にならないことを納得させるには、国際的に認められた自主的・民主的な協同組合運営原則(その原型は19世紀半ばイギリスの労働者生協の「ロッヂデール」原則; 水野 [1977] p.8、伊東 [1987])を協同組合法において制度化する必要があった(戦前米の商工協同組合制度からの画期的な変化)。そのため同法は、同法が規定する組合の要件として「相互扶助を目的とすること、任意に加入脱退ができること、議決権および選挙権が平等であること…組合は組合員に直接の奉仕をすることを目的と[すること]」などを設けたのであった(宮川 [1977] p.66)。なお、中小企業庁設立や協同組合法制定の過程において宮川らとも緊密に連携しGHQ相手に尽力した通産省担当官の回顧録として、川原 [1959a, b] も挙げておきたい。

- (16) 『信用組合史』p.97が書き記す、1949年5月13日衆議院商工委員会における商工大臣の答弁「[大蔵省] 銀行局長がいかに[協同組合法案に市街地信用組合を含めることへの異論の旨]お答えしようと、政府としては十分協議の上で、本法案を提出したものであり、商工大臣としての私の答弁が一番正しいものとご了承いただきたい」は、そのような苦慮、および政策的創意工夫を背景とした自負心の表れと解することが可能のように思われる。

- (17) 全国農業協同組合中央会 [1973] pp.37-38、太田原 [2016] pp.84-88、および『金融財政事情』「新聞の盲点：激突した農業団体再編合戦の巻」(同誌1956年3月12日、pp.12-13)によれば、農業会がGHQから「国策の統制機関」さらには「日本帝国陸軍の母体」と敵視される一方、産業組合はその協同組合としての潜在的可能性(組合員の自主性と民主的運営体質)を認められる傾向があった。そこに最喫緊の課題として食糧危機が降りかかり、結局GHQが本来期待した「民主化」も不徹底なまま、農村部の産業組合は農業協同組合として再出発を認められ、それに伴って各都道府県の信用農業組合連合会(「信連」)および農林中金という「系統金融」も再構築された。なお、対談「商工中金今昔ばなし」[1952]の中の商工中金前理事長吉坂俊蔵の言(p.11)によれば、GHQは農林中金についてはその戦時期の行動を問題視していた、とのことである。

- (18) 実質的に戦時であった1940年度末の計数で、産業組合(業態ベース、以下同じ)の運用資産額(貸出金+投資有価証券、以下同じ)は2,131百万円、産業組合中央金庫は同498百万円であった(石川および石田 [1981] pp.160-163)。それは無尽会社の同755百万円および市街地信用組合の同574百万円を合わせても依然かなり大きかった。これを戦後について見ると、1950年度末の計数で、農業協同組合の運用資産額は322億円、農林中金は同619億円であり、無尽会社の532億円および信用組合の312億円を合わせた規模を(差は縮小したもの)依然凌駕していた。なお、同じ1950年度末で、後発の商工中金は同109億円と、まだ相対的に小ぶりな規模であった。

- (19) 信用組合が商工中金の「預金超過先」として資金源となることを期待していたのは、(信組業界内の金融事情に通じていたはずの)豊田理事長や同中金首脳部というよりは、むしろ中金所属の中小企業組合の幹部たちだった

かも知れない。たとえば、座談会「これからの中小企業金融はどうなるか」[1951]において、東京精密日本真綿協会会長五藤斎三は次のように発言している。「信用組合と無尽とを対照してみると、信用組合は6百数十あって資金量が4百十億ある位、無尽はわずか七十数社で約8百億位の金を動かしておりますね。それを見ると、無尽というのはなかなか無視できないものだと思いますが、…信用組合や無尽等がいたる所にできて、そしてその資金がまた「商工」中金に移るということになれば親子関係になるといいますか…(後略)」(p.15)。この種の発言からは、金融機関の实情(預貸率が高い場合の余裕金のなさ)に詳らかでない協同組合関係者たちの目には、「資金量が豊富な金融機関ならば商工中金に預ける金はたくさんあるはず」と映ってしまいがちであったのかも、と思わされる。

- (20) 図表3の「預り金」中の「協同組合」の組合種類別明細が得られれば、信用組合から商工中金への資金フローが分かるが、今のところその資料を見出し得ていない。また、信用組合側の資料でも、たとえば商工中金への出資をしていた福島県商工信組の1950年代の貸借対照表を見ても、「(金融機関)預け金」の預け先別の中身は開示されておらず、やはり商工中金への預け金の額は不明である(福島県商工信用組合[1974]、例えばp.46)。そもそも預貸率が高く「余裕資金」などない中、商工中金に資金を回すにしても預金ではなく少しでも利率が有利な割引債を買っていた(これは同信組の貸借対照表に示されている)可能性も高いのではないと思われる。
- (21) 本文で引用した参議院商工委員会(1955年6月21日)では中小公庫が新たに始めようとする「直接貸し」が特にやり玉に挙げられているが、豊田議員は同公庫の現行の委託貸付の金利(年1割)が商工中金のそれ(年1割3分)よりも低いことも批判し、「同公庫そのものが商工中金中心の『系統金融』の妨げ

になっている」というのが同氏の本意と見受けられる。同公庫の委託貸付は発足当初からの主業務で、都市銀行から信用金庫まで(当時は信用組合は対象外)の諸金融業態に中小企業融資資金を供給し、「甲方式」では審査権限も窓口金融機関に任せられていた(大蔵省銀行局特殊金融課[1956] pp.437-438)。そのような「省力化」と簡素な組織機構ゆえ、同公庫は運営コストが低めで貸出金利も低めにできたものと思われる。

- (22) 協同組合法が協同組合の中央会の設立を認めなかったため、昭和23年3月に日中連(注7参照)が設立され中央組織となってきたが、1955年の同法改正により中央会設立が法的根拠を得て全国中小企業等協同組合中央会が設立され、さらにそれが1957年の中小企業団体の組織に関する法律(本論では「団体組織法」と略記)により1958年7月をもって全国中小企業団体中央会となった(本論では両「中央会」ともに「全国中央会」と略記)(以上、加藤[1960] pp.296-299、巽[1965] pp.84-87、また「中小企業団体組織法」に関しては水野[1972b] pp.112-113を参照)。
- (23) 直前の注22記載の通り、1955年の協同組合法改正により全国レベルの中央会ができるが、地方レベルの中央会としても都道府県中央会が組織され、全国・都道府県の中央会それぞれに「信用組合部会」が設けられた(法案を練る過程では企業組合や信用組合が各々別個の中央会を要望したが、「部会」という妥協案に落ち着いた、という)(小田橋[1955] p.9)。それら信用組合部会は、業態データのとりまとめ、都道府県の預託金受け入れ促進、信用組合規制の改善等につき業界団体的な役割を果たしたが、信用組合業界には自身の独自の中央組織を業界の指導機関とすべきとの意見が強く(『信用組合史』 pp.437-438)、その後1959年2月に発足した全国信用組合中央協会がその役を担う(由里[2020e] pp.35-36)ことになる(但し中央会内の部会も存続する)。

なお、座談会「信用組合当面の諸問題」[1956]には、当時全国信用協同組合連合会理事長であった山屋八万雄の「[法的根拠のある中央会の中に信用組合部会が発足したこと] こんどは信用組合の行き方も、政府から諮問があるだろうし、こちらからも大っぴらに、信用組合の仕事はこういうものだと…いえるわけです。これを「政府の側に」聞いてもらえれば、庶民を「政策の」対象にする代議士なんだから、当然われわれ「中央会側」の要求が貫徹できると思う」との発言(p.23)も見られ、中央会やその部会には一種圧力団体的な機能も期待されていたことが推察される。

- (24) 『中小企業協同組合』誌(1951年9月号) pp.18-19は、活気ある協同組合をルポする「組合展望」コーナーにおいて東京都商工信用協同組合を取り上げている。同記事によると、同信組は都下の「協同組合(企業組合を含む)とその組合員」(p.18)を信組組合員とし、預金業務を自ら営むことができない事業組合に「信用事業部」を設立させ、事業組合組合員たちに同信組に預金させるようにして、その取引振りに応じてそれら組合員たちへの信組融資を行っていた。また、同信組は商工中金を「親銀行」とし、商工中金の代理業務を活発に行う方針であった。また、その3か月後の『中小企業協同組合』誌(1951年12月号) p.19「人物素描」コーナーでは、インタビューアの「東京都商工信用協同組合が、近く金庫になるという噂は？」という質問に対し川端巖は、「周囲の事情から、将来金庫になるでしょう。そうなるにしても、協同組合から離れた存在になることはない訳です」と答えている(実際、信金転換後の東京都商工信用金庫は日中連の会員であり続けている『『中小企業協同組合』、1952年9月、表紙見返し、日中連機構図)。

なお同信組の信金転換時期は1952年4月で、東京都商工信用金庫となった。その転換理由は「組合設立当初より、広業種性と広地

域性という要素を有してきたことにより発展的改組に至った」と説明されている(小池[2021] p.28)。なお、同信組と同様、都道府県庁の後押しのもと域内の中小企業協同組合協会・連合会が設立基盤になった信用組合の例としては1951年6月設立の愛知商工信用組合も挙げられるが、この組合も1952年1月に愛知信用金庫に転換している(浦田[2021])。

- (25) この山中[1958]および前出の磯部[1953]は、ともに日本学術振興会の中に設けられていた「産業構造・中小企業委員会」のメンバーであった研究者たちの共同成果報告書たる一書である。山中[1958]所載の同委員会名簿には学者のほかに参議院商工委員会室長の小田橋貞寿(幹事役)および日本興業銀行副頭取の中山素平も見え、立法府や金融界も同委員会の見解を参考にしていたことを示唆している。
- (26) 協同組合法による中小企業組合だけでは、業種により時に熾烈化する過当競争を防ぎ得ないことが問題視され、1952年の特定中小企業の安定に関する臨時措置法により、特定指定業種において過当競争排除のための協定(いわゆる「不況カルテル」)の締結権を持つ「調整組合」の制度が創設された(翌年の中小企業安定法により恒久制度化)。この調整組合は1957年の団体組織法により発展的に解消せしめられて「商工組合」となり、さらに1962年の同法改正により、「不況カルテル」的協定の運営組織から抜け、業界に属するすべての中小企業の改善発展を図る「同業組合」的な組織として位置づけられた(以上、中場[1991] pp.177-179、松原[1969] pp.2-3,14-17)
- (27) 稲川[1957]が指摘する「[組合]組織の機能的限界」(pp.4-5)を、時に語句の言い換え等もしつつ要約すれば、以下の通りである(番号は原文では「第一に」、「第二に」等)。
- ①組織が共同仕入れ、共同販売、協同設備を実行・運営する場合、それらの事業を行う専

業者との間に競合摩擦を生じ、それが当該事業破綻の原因になること、②組織化すべき機能が希薄であったり、その機能を担うには中小企業の負担限度を越える資金が必要な場合があること、③価格変動が激しかったり流行の変遷が激しい商品・製品は、組織の経済的危険負担の限度を越えることがあること、④組織員である中小企業相互間の競合関係から共同事業化が困難なことがしばしばある（特に商業）こと、⑤（組織員の中小企業者が「従業員」となる「企業組合」の場合を別とすれば）組織が、組織員が主として行ってきた業務を吸収することは容易ではないし、またそれが適切と言えないこと。

- (28) 稲川 [1957] が指摘する「[組合] 組織の運営上における問題」(pp.5-6) を、前注同様に要約すれば以下の通りである（かき括弧部分は原文、また「(ア)」等は要約者追加）。(ア) 組織員が組合組織の経済的必要性について十分認識せず、「組合といえば、親睦団体ぐらゐに考えることが従来の通念である」こと、(イ) 協同化・組織化の経済的重要性が認識されている場合であっても、「組織員はそれぞれ独立の経営者であり、いわゆる一国一城の主であるという意識が強い」ため「ややもすると組織の決定事項の遵守がなされないこと、(ウ) 組合の根拠法からも組織は民主的に運営されねばならないが、経済事業を行う組合も一つの経営体であり競争社会において機動的運営も必要であり、「民主制と機動的運営とを巧みに調整していくところに妙味があるが、一面そこに大きな困難が横たわる」こと、(エ) 組織の運営者も自身、同業の事業を営んでいることが通例であり、組織の運営に割く時間が限られていること、また「員外役員」を雇おうにも十分な報酬を出すことが難しく適材が得がたいこと。
- (29) 但し、協同組合法の実際の条文規定としては、協同組合に対する当局の規制権限の数次の強化（1951～57年）により、協同組合の設立、解散、定款変更等が認可制になったこ

とは（ロッヂデール原則の前提とも言える）組合の組織上の自主性を損なうものであった（水野 [1972b] p.112）。なお、上柳・豊崎 [1960] p.2 は、「（「ロッヂデール原則」との語ではなく）「協同組合の理想型」の条件として「(1) 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること、(2) 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し又は脱退することができること、(3) 各組合員が平等の議決権を有すること、(4) 組合員に対し利益配分を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること」の4つの要件を挙げ、農業協同組合法・生活協同組合法などと並び協同組合法もその条件を満たす協同組合の根拠法の一つ、としている。

- (30) 1951年度（1951年10月～52年3月）に360金庫、1952年度（1952年4月～53年3月）に137金庫、1953年度（1953年4月～6月）に63金庫が信用金庫となり、改組期間満了期日（1953年6月14日）における信用金庫の数は561金庫（改組560金庫+新設1金庫）になった（全国信用金庫協会60年史編纂室 [2012] pp.67-71）。
- (31) 協同組合法（1951年改正以降）による「信用協同組合の事業」の範囲（第9条の8）として、「組合員の預金又は定期積金の受入」以外に許される預金業務は、「地方公共団体その他営利を目的としない法人の預金の受入」および「組合員と生計を一にする配偶者その他の親族の預金又は定期積金の受入」のみであった（『信用組合史』p.180）。
- (32) 筆者が2019年4月以来『しんくみ』誌（全国信用組合中央協会の機関誌）に隔月連載している連載「昭和期しんくみのルーツとあゆみ」のうち、『協同組合』の旗印を守り通したしんくみ（前編・後編）（由里 [2019a, b]）の、「前編」p.51（兵庫県商工信用組合）、「後編」p.55（置賜信用組合）に、各々の組合史に基づくそのような「信金転換の勧奨」の事例が述べられている。それら2組合のうち、兵庫県商工信用組合の場合は協同組合法

の下で「中小企業協同組合のための信用組合」として設立されたという経緯があり、また置賜信用組合の場合は新設間もないのに信金転換のため再び零細な組合員たちに出資金積増しを求めることを良しとせず、地元色濃く存続しよう（監督当局が県であることもその一要素）との判断があった。それら2組合が財務局等の「勸奨」に従わなかったことが示すように、それは決して強制的なものではなかったが、由里 [2021a] pp.103-104 で述べたように「信用金庫のほうが格が上」との（旧）信用組合業界の「通念」もあった中、緩やかな「勸奨」であっても背中を押す力はあった、ということではなかろうか。

- (33) 由里 [2021f] で福岡県の事例を挙げたように、県によっては県庁の商工関係部署が県下各地の信用組合設立を促進することに相当熱心であった（他方、由里 [2021e] p.45 の都道府県別信用組合分布の図が示唆するように不熱心な県等もあったであろう）。またその背景には、以下に一部を引用する座談会「これからの中小企業金融はどうなるか」[1951] p.15に見られるように、中小企業庁や商工中金などによる中央からの政策促進の掛け声もあったと思われる。

「谷敷 寛 [中小企業庁金融課長]：…やはりその地方で信用組合のようなものをつくって、あるいは事業協同組合で預金を受入れるというような形にして、銀行が中小企業に金を貸さないなら、われわれの預金は銀行に預けん。われわれの預金は信用組合、協同組合に預けるとするような体制をとって実際の面において銀行に [中小企業融資冷遇の] 反省を促すというような方法をとることが相当有効な手段だと思います。現に小さい町なんかでは信用組合をつくったために銀行の態度が変わったというような例もあるので、その意味で協同組合をつくったらいいと思いますね。」

「鎌田正明 [商工中金理事]：今の問題に関して、[一県一行主義による統合後の] 地方銀行というものは、どちらかというとその力

が強いために、やはり中小企業は不利の立場にある。（中略）[新設] 銀行ができなくても、いわゆる協同組合、信用組合を普及してみたらどうだろう。これは要するに中小企業の…金を中小企業に還元するというので、こういうふうな線も開いていかなければならないと思いますね。政府の施策も必要ですが [中小企業] 自らもそこまで開いていく必要がある。」

- (34) 大蔵省が金融機関営業（非営利法人の場合は「事業」）の免許を与える行政処分は自由裁量（つまり行政当局の行政目的あるいは公益適合性の判断に委ねられている）であり、これが金融機関法共通の建前となっているが、金融事業法（1951年1月改正後）においては、法・政令の定める基準（ただしその中に行政当局の判断に委ねられている項目もある）に適合しない場合を除き免許しななければならないという「自由裁量的羁束処分」のかたちが取り入れられている（青山 [1951] pp.47-50 頁、金子ほか [1999] p.525）。
- (35) 井関 [1935] pp.6-7 は、無尽の団や信用組合のような「相互的な組合金融」は、参加者が元々同じ「ゲノッセンシャフト（協同体）」に属している場合に成功する、と述べ、日本の農村の信用組合、米国の工業労働者ないし小売商人などが組成した信用組合（クレジット・ユニオン）を例に挙げる。
- (36) X・Y・Z [1957b] には「大蔵省金融制度調査室は…」、「大蔵省が…信用金庫法を制定した際」、…を企図した」といった、書き手が大蔵当局者であることを強く示唆するくだりがあり、先に2節(4)で紹介したX・Y・Z [1957a] と同様、実質的に大蔵官僚の手になるものと思われる。同時期周辺の『金融財政事情』誌には他のアルファベット3文字の組み合わせの匿名論説（やはり書き手は大蔵省当局者のように見受けられる）も時々掲載されるが、上記「X・Y・Z」の2論考が同一の人物（チーム）によるものかどうかは不明である。

- (37) 小零細企業の多様性・数の多さと、(個々の事業は流動的でも) そのトータル量において根強く存続(「残存」ではなく)していることを分析した研究書には清成 [1967] などがあるが、本論が対象とする 1955 年前後よりは若干後のデータ等を対象にしている。本論との関係では、同時代的観察として、例えば東京都管工事工業協同組合理事長の手になる棚橋 [1955] がある程度参考になるとと思われる。同稿 p.20 は、協同組入の実感ないしは情報網に恐らく基づき、以下のように記している。「複雑多岐で数の多い中小企業を大別して見ると、次の 5 種類になるようである。その一は、中企業と大企業とのギリギリの線にある商工業、問屋、高級サービス業で、相当の固定資産を所有している。その二は、下請商工業、各種建設工業と材料販売業等。第三は、小売商店一般 [、] 小工業。第四は、使用人を雇わない零細商工業 [、] 行商人等。第五は、料理飲食業、露天商、接客業等である」(p.20)。そして同稿は、第三から第五(資金回転率の良い料理飲食業を除く)を「名実ともに弱小企業」(同)とし、彼らが「満身に塩もなめられぬ」(同)国家は果たして存立しうるかと説いて、社会的見地に立つ金融対策が必要と論じている(pp.20-21)。
- (38) 1969 年に「年利」に改められるまで、日本の金利表示は公定歩合から預貸金利回りに至るまで「日歩」表示が基本であった(吉野・中川 [1980] p.12)。本文の引用文中の日歩 3 銭 1 厘 5 毛を年利に換算するには、0.0315% に 365 を掛ければよく(同 p.162 の換算表)、結果は 11.4975% となる。
- (39) 1954 年設立の全国信用協同組合連合会(全信組連)は、設立後間もなく、加盟信用組合のための共通定期預金商品として「むつみ定期」を考案し、同年度以後 3 回次にわたり計 20 億円余りを提供した(『信用組合史』pp.287-288)。座談会「信用組合の窓口から見る」[1956]における中山義男(全信組連)の説明(p.29)によれば、「割増金の特賞 20 万円から、一番最低が 5 等までつく」という定期預金で、その取扱い実績は「地方の組合も相当ありますが、やはり都市の組合が非常に多く」、「割増金と」いう射倖的な意味の、ひょっとしたら大きな金額が当たるかもしれない、というところに大きな魅力があってよく売れている」。
- (40) 協同組合法第 8 条 4 項は、信用組合の組合員資格につき、中小企業規模の事業者と並び、「組合の地区内に住所若しくは居所を有する者又は組合の地区内において勤労に従事する者」を、同法が許容する組合員の範囲として定めている。また、『信用組合史』p.576 からは、1960 年 3 月末における地域・業域・業域の各種の信用組合の組合員構成を知ることができるが、それによると、同時点での地域型信組の 47.6 万人の組合員のうち、商業者は 21.8 万人、鉱工業者は 6.8 万人、勤労者は 8.4 万人であり、3 つめの勤労者すなわち一般個人組合員もある程度数存在していたことがわかる。また、『相模原信用組合三十年史』(相模原信用組合記念誌編集部会 [1984]) pp.37-38 によれば、首都圏郊外で宅地化が著しい同信組では、1958 年度の重点項目に「農家預金の吸収策」ならびに「住宅街開拓策」を挙げた、とのことである。
- (41) 『信用組合史』の昭和 30 年代前半に関する以下の記述は、借入れ需要が旺盛な中小企業組合員取引においても、預金吸収面がより重視されるようになっていったこと、そして信用組合のそのような業務方針に呼応して、中小企業組合員側も「預金残高も徐々に増やして『取引き振り』の良い先として融資決裁者にアピールする」ようになったことを示すものではないかと、筆者は考える。「この期 [昭和 30 ~ 34 年]に入ると、[中小企業の志向性が] 高度な経済成長を背景として漸次長期的安定性を確保する方向となり、資金的にも長期設備資金の必要性などとの関係から、定期性預金への預入を高めつつ、必要資金の調

達を容易化しようとする傾向が顕著にみられたこと、およびこの時期信用組合は…職員数を大幅にふやし、足の金融機関としての特徴をフルに生かしながら、特に、日掛預金を中心に預金増勢を図る傾向が強かったが、これが同時に資金の安定化を図るうえでの定期性預金の増勢に直接結びつくことにもなったこと、つまり日掛預金をテコとする定期性預金の拡大である。」(p.407)

- (42) 全信組連は、1954年4月に大蔵省免許を得て事業を開始した。当初から220組合の会員を得たとはいえ、資金量的には小規模なスタートであり、会員信組との預金・貸出取引の預貸率は150%を越え(1955年3月末)、商工中金からその差額の多くを借入れた(以上、『信用組合史』pp.275-293)。1956年には3支所(福岡・広島・名古屋)を一気に開設するもそれだけで赤字となったりもしたが、1950年代後半には会員信組数もそれら信組からの預金額も著増し、1950年末頃には商工中金借入れをほぼ解消し、業容・業績そして会員組合の利用度も(信用金庫業界の全国信用金庫連合会と比較しても)「中央事業組織」と呼びうるものになっていった(同pp.475-481)。
- (43) 地方公共団体からの財政資金支援は、本論2節(3)の図表2(中小企業組合—信用組合—商工中金「系統金融」のビジョン)にも「系統金融」の資金繰りの一つの重要な要素と位置づけられているように、信用組合業界としても(「系統金融」のビジョン全体はともかく)かなり期待をかけていた時期もあった。1954年に設立された全信組連もそれら財政資金の受け皿になることを一つの重要な役割と位置づけていたが、当時は肝心の地方財政に余裕はなく、1955年3月末の財政預託金(中央政府分を含む)は「当初目標の5億円をはるかに下回って…わずかに3億3,100万円にとどまった」(以上、『信用組合史』p.291)。その後も全信組連での信組資金繰り支援目的での財政資金預託は進まず、代わ

りに、地方公共団体が中小企業支援政策の一環として行う各種「制度融資」の信組取扱いは高に見合った財政資金を全信組連が「一括預託金」として受け入れ、「預託金貸勘定」として各信用組合に配分・再預託するという業務が全信組連としては中心になっていった(同pp.481-482)。

もっとも、制度融資見合い以外の、信組資金繰り支援のための地方公共団体の預託金がなくなったということでもなさそうで、座談会「信用組合当面の諸問題」[1956] pp.31-32(本論本文で引用しなかった箇所)にも、「少ない」・「減った」などとの「ほやき」混じりながら、東京都および関東・東北諸県の預託金のことが語られている。また、少し後の調査であるが全信中協による地方公共団体「預託金調べ」の短い報告が『信用組合』誌の1959年1月号p.11にあり、38の都道府県庁が域内の信用組合に直接、予算計上または出納帳運用権限による資金預託を行っていたことが知られる(ただしこの報告では制度融資見合いの預託も区別なく含まれている)。さらに個々の信用組合史にも、たとえば南福岡信用組合[1964] p.40には1961年度における県・市からの預託金のこと(ただし3月末をまたがないよう「一旦返済」の記述も)が記されている。

- (44) 本論の図表6により、信用組合業界の融資残高が商工中金のそれに1959年度末には肉薄していた様を見ることができる。商工中金調査部[1987] p.331の「業態別中小企業向け貸出残高の推移」の表によれば、同表は隔年度ベースの業態比較表につき1960年度末は不明であるが、1961年度末には信用組合2,313億円、商工中金2,196億円で前者が上回り、1965年度末にはそれぞれ6,503億円、5,033億円と、差が大きく開いていった。
- (45) 山屋八万雄の略歴、人となり、信組業界での活躍(と失脚)に関しては、武田[1980] pp.107-123に裏話も含め述べられている。かいつまんで述べれば、関東大震災の前に東京

深川の材木店で店員として働き、震災直後の1925年には独立して材木店主となり、「それから七転八起の波瀾を経、金融についても銀行、高利貸、信用組合と借金の経験を重ね」、「持ち前の熱心と才気と度胸で乗り切」って、同地で「顔売って」区会議員となった。戦後の1948年、不祥事と役員急逝などで危機にあった永代信組の経営を引き受け、専務次いで組合長となった（以上、同p.118）。

この山屋が全国中央会の信用組合部会の部長、次いで1959年には全国信用組合中央協会（全信中協）の初代会長となり、他方、全信組連の理事長をも務めたことにつき、武田 [1980]（その著者は都庁を経て全信中協専任職員となり1964～78年専務理事）は次のような観察を述べている。「東京という中央集権地に位置した有利さもあって全国二団体の長を独占した山屋をはじめ集団を取り仕切る人物はほとんどこのような政治的、とくに保守党所属の地方顔役であった。信用組合が都道府県範囲内の地域的組織であるため、この種の人々が台頭する必然性が備わっており、その組織が集合する〔全信中協のような〕団体においても同様な現象を見ることになるわけであろう。」（p.112）

- (46) 協同組合法第5条2項は「組合は、その行う事業によってその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない」と記す。小林 [1958]（筆者は元大蔵省で当時八十二銀行監査役）はこの条項につき「一部の大口貸付先に資金を固定したり、特利を得んがために、一般の貸出を圧縮して必要以上の余裕金を捻出して運用したり…等々のことがあったとするならば、組合の本質を弁えざるものといわざるを得ない」（p.14）と述べる。これらに、小田橋 [1956]（筆者は国会図書館専門調査員）の「協同組合はその根底において弱者の結合であ[り]…資本主義社会において…優越的地位から外れている人々が、その弱者の地位を協同の力によって補強

しようとするもの [である]」（p.5）との言辭、ならびに上柳・豊崎 [1960] の「協同組合の目的が構成員の相互扶助にあるということは、他の面からいえば、協同組合が営利を目的とするものでないことを意味する」（p.14）との言辭を合わせて考えれば、信用組合は（銀行ならば採算性を理由に門前払いをするような）零細な事業者からのごく小口の借入れの申し出に対しても、少なくとも耳を傾けねばならない、ということになる。もちろんその上で、信用組合側にも理由を述べて断ることはできるが、その後も当該事業者が組合員であり続ける限り、融資申し出の話の門戸を閉ざしてならない（これは本文中で直後に紹介する山屋組合長の「役職員は個々の組合員の信用度を日頃から調べておかねばならぬ」との言辭とも整合的）、ということになる。

- (47) 全信中協が調査データを保有する444組合（1960年3月末472組合の93%強）の計数（預金・出資金・貸出金）の表計算ソフト版の提供を受け、同データから昭和30年代後半に解散・対信金合併等をした4組合を除いたものを、由里 [2021e] では「440組合S35/3調査データ」と呼び、昭和30年代後半の信組業界の動態的分析に用いた。なお、上記調査データは、『信用組合史』『資料編』p.348（業界預金計数推移表の左半分）所載の「調査組合数」についての個表データということになる。
- (48) 2節(4)で述べたように大蔵省と特に緊密な関係にあった『金融財政事情』誌は、1956年7月の金融調査会発足を前に、1956年6月に「金融制度再編成の課題と展望」と題した、大学教授ならびに「関係有識者」による課題分野ごとの5つの論説を2号に分けて掲載した。匿名“有識者” [1956] はその2番目の号（1956年6月18日）に載った通算5番目の論説で、特集冒頭の同誌「編集局」コメントでは「中小金融機関の…分野に [関する] 意欲的な論評」とあり（p.26）、その内

容は相互銀行・信用金庫・信用組合・中小公庫・商工中金を通覧し、それらに関連した諸政策の経緯・課題まで踏まえて書かれている。そのことから、匿名“有識者”[1956]も本論で既に取り上げたX・Y・Z(匿名)[1957a, b]と同様、大蔵省担当官(たち)の手になるものではなかろうかと推察される。

- (49) 『中小企業協同組合』誌の1958年2月号に岡崎[1958a]、同3月号に岡崎[1958b]、同5月号に岡崎[1958c]が載っていて、うち特に岡崎[1958b]には、同著者自身の「協同組合としての信用組合」観からする制度的議論が展開されている。
- (50) 安全・協和・コスモ・木津の各信組破綻の経緯については、数多くの報道やルポタージュ等があるが、預金保険機構[2007] pp.442-551所載の「破綻原因・責任追及編」の一覧表が簡便かつ正確である(上記4信組に関してはpp.444-449に掲載)。なお、筆者がここで「理念を後回しにした金融機関としての発展」の弊害として特に問題視したいのは、本文にも「1990年代の比較的早くに相次いで問題化した」と述べた、明らかに拡張志向で放漫経営的な諸信組の破綻事例である。信金・銀行の多くの破綻事例と時期を同じくして起こった1990年代後半から2000年代初頭の信組破綻(前記一覧表中で圧倒的多数を占め、永代信組破綻[同pp.542-543]もその一つ)に関しては、別途慎重に省みられるべきと考えている。

【参考文献】

著書・論文

- 青山保光[1951]、『信用金庫法の解説』、大蔵財務協会
 ——— [1953]、『相互銀行と国民大衆』、『相互銀行』、1953年3月、pp.22-26
 朝倉孝吉[1988]、『新編日本金融史』、日本経済評論社
 浅野敬一[2012]、『戦後中小企業政策における組

- 織化政策の展開—中小企業等協同組合法制定を巡る議論を中心に—』、『東京工業高等専門学校研究報告書』、第43(2)号、pp.9-18
 家の光協会(編)[2011]、『協同組合の役割と未来—共に生きる社会をめざして—』、家の光協会
 井口惇二郎[1958]、『金融制度調査会の中問答申について』、『信用金庫』、1958年6月、pp.22-25
 石川通達および石田定夫[1981]、『日本金融年表・統計』、東洋経済新報社
 磯部喜一(編)[1953]、『中小企業の組織化』、有斐閣
 ——— [1958]、『組織化対策としての協同組合』、山中篤太郎(編)『中小企業の合理化・組織化』、有斐閣、pp.77-101
 井関孝雄[1935]、『無尽は何んな社会に於いて行はれたか—営利無尽に無理があると云ふ3つの前提』、『庶民金融』、第11巻5号、pp.2-11
 市来亮[1957]、『業域信用組合として典型的な“東浴”の行き方』(経営事例2)、『中小企業協同組合』、1957年2月、pp.46-49
 伊東勇夫[1987]、『協同組合原則の形成と展開』、『新版協同組合事典』、家の光協会、pp.61-71
 稲川宮雄[1957]、『中小企業の協同組織とその限界』、『商工金融』、第7巻3号、pp.1-7
 ——— [1977]、『戦後日本の中小企業組織化』、加藤誠一ほか(編)[1977]、『組織問題と中小企業』、同友館、pp.57-84
 井上巖次郎[1949]、『中小企業の組織化—中小企業等協同組合法を中心として—』、『法と経済(立命館大学)』、108・109号、pp.133-140
 植田浩史[2004]、『現代日本の中小企業』、岩波書店
 上柳克郎・豊崎光衛[1960]、『協同組合法・工業所有権法』、有斐閣
 浦田卓[2021]、『地域の人々に親しまれ、頼りにされ、時代の荒波の中で苦楽を共にして生き抜いていく金融機関でありたい』(私の経営理念・経営方針—愛知信用金庫理事長)、『信用金庫』、2021年6月、pp.26-31
 太田原高昭[2016]、『新明日の農協—歴史と現場

- から一』、農山漁村文化協会
- 岡崎正男 [1958a]、「信用金庫・信用組合の同質化に関する問題点」、『中小企業協同組合』、1958年2月、pp.12-16,46
- [1958b]、「信用金庫・信用組合の同質化に関する問題点（承前）」、『中小企業協同組合』、1958年4月、pp.27-31,105
- [1958c]、「信用金庫・信用組合の同質化に関する問題点（承前〔終〕）」、『中小企業協同組合』、1958年5月、pp.70-73,95
- 大蔵省銀行局（編）[1953]、『金融関係法（I）』（法律学大系コンメンタール編）、日本評論新社
- 大蔵省銀行局特殊金融課（編）[1956]、『中小企業と金融』、銀行通信社
- 小田橋貞壽 [1953]、「中小企業の協同化の条件と構成」、磯部喜一（編）『中小企業の組織化』、有斐閣、pp.27-60
- [1955]、「中央会に期待するもの一業者の要望に答えるために一」、『中小企業協同組合』、1955年10月、pp.7-9
- [1956]、「転換期の協同組合一現段階において反省すべき点一」、『中小企業協同組合』、1956年6月、pp.5-12
- 落合 功 [2018]、『信用組合のルーツをたどる』、すいれん舎
- 小原鐵五郎 [1970]、「私の履歴書」、『私の履歴書第四十一集』、日本経済新聞社、pp.83-153
- 数原三郎 [1951]、「業者心理と組合」、『中小企業協同組合』、1951年10月、p.1
- 加藤誠一 [1960]、「中小企業の組合制度と任意団体」、小林義雄（編）『独占資本と中小企業』（講座 中小企業 第2巻）、有斐閣、pp.273-302
- 金子 宏・新堂幸司・平井宜雄 [1999]、『法律学小辞典（第3版）』、有斐閣
- 川端 巖 [1939]、『工業再編成論』、森山書店
- [1941]、『中小工業論』、千倉書房
- [1947]、『中小商工業の振興策』、経済科学社
- [1949]、「協同組合主義と中小金融」、『中小企業協同組合』、1949年11月、pp.2-4
- 川原英之 [1959a, b]、「思い出すこと 忘れ得ぬ人々協同組合法施行十周年にさいして一」（上・下）、『中小企業協同組合』1959年6月、pp.54-58、および1959年7月、pp.46-51
- 北原道貫 [1981]、『銀行読本』、東洋経済新報社
- 清成忠男 [1967]、『現代日本の小零細企業一発展と倒産のメカニズム』、文雅堂銀行研修社
- 清成忠男・中村秀一郎・平尾光司 [1971]、『ベンチャー・ビジネス：頭脳を売る小さな大企業』、日本経済新聞社
- 金融財政事情研究会 [1955]、「信用組合行政を繞る諸問題＝地方庁に対するアンケート調査の総括＝」、『金融財政事情』、1955年8月8日、pp.34-37
- 銀行研修社（編）[1981]、『貸出案件取扱実務必携一貸出案件取り上げから稟議書の作成法まで解説一』、銀行研修社
- 黒瀬直宏 [2006]、『中小企業政策』、日本経済評論社
- 小池誠一 [2021]、「コロナ禍の逆境を克服して新たな成長を目指す」（私の経営理念・経営方針一東京シティ信用金庫理事長）、『信用金庫』、2021年5月、pp.28-33
- 興産信用金庫三十周年記念誌編纂委員会（編）[1954]、『興産信用金庫三十年史』、興産信用金庫
- 弘容信用組合20年史編纂委員会 [1974]、『弘容信用組合史』、弘容信用組合
- 小林春男 [1958]、「今後の信用組合運営」、『中小企業と組合』、1958年8月、pp.9-16
- 小山義昭 [2004]、『詳解 銀行法』、金融財政事情研究会
- 近藤康男（編集代表）[1973]、『農協二五年』、御茶の水書房
- 相模原信用組合記念誌編集部 [1984]、『相模原信用組合三十年史』、相模原信用組合
- 産業組合中央会 [1937]、『第十回 産業組合年鑑（昭和12年用）』、産業組合中央会
- [1938]、『第二次産業組合拡充三ヶ年計画』、産業組合中央会
- 柴田武男 [2008]、「信用組合の原点と再生一信組

- はどうか地域の問題を担うべきか—』、『信用組合』、2008年2月、pp.4-11
- 商工中金調査部(編) [1987]、『商工中金五十年史』、商工組合中央金庫
- 末川 博 [1960]、『岩波六法全書(昭和35年版)』、岩波書店
- 末松玄六 [1598]、『過剰生産能力の除去と調整組合』、山中篤太郎(編)『中小企業の合理化・組織化』、有斐閣、pp.102-125
- 鈴木淑夫 [2016]、『試練と挑戦の戦後経済史』、岩波書店
- 全国信用協同組合連合会20年史編集室(編) [1976]、『信用組合史：全国信用協同組合連合会20年史』、全国信用協同組合連合会
- 全国信用協同組合連合会年史編纂室(編) [1984]、『信用組合史続』、全国信用協同組合連合会
- [2004]、『信用組合史続々』、全国信用協同組合連合会
- 全国信用金庫協会60年史編纂室 [2012]、『信用金庫60年史』、全国信用金庫協会
- 全国信用金庫連合会(編) [1971]、『全国信用金庫連合会二十年史』、全国信用金庫連合会
- 全国地方銀行協会企画調査部(編) [1987]、『全国地方銀行協会五十年史』、全国地方銀行協会
- [全国中央会] 振興部 [1958]、『信用協同組合の経営指標—その作り方と見方について—』、『中小企業と組合』、1958年8月、pp.46-56
- 全国農業協同組合中央会 [1973]、『全国農業協同組合中央会史』、全国農業協同組合中央会
- 全信中協調査企画部 [2019]、『アジアの“しんくみ”によるネットワーク ACCU』、『しんくみ』、2019年11月、pp.56-57
- 武田逸英 [1980]、『台本のないドラマ—信用組合の記録—』、余焰社
- 巽 信晴 [1965]、『中小企業における組織化の歴史と問題点』、竹内正巳(編)『これからの中小企業組織化の展望』、日本生産性本部、pp.46-90
- 棚橋元治 [1955]、『おけらの独白—当面緊急な金融措置が必要—』、『中小企業協同組合』、1955年2月、pp.19-21
- 匿名“有識者” [1956]、『中小金融機関の再編成とその方向』(『金融制度再編成の課題と展望』五)、『金融財政事情』、1956年6月18日、pp.31-35
- 豊田雅孝 [1953]、『日本経済の活路』、実業之日本社
- 中場健一 [1991]、『中小企業組織化政策の変遷と課題(その一)』、『政経研究』(日本大学)、第28巻2号、pp.155-186
- 中村隆英 [2012]、『昭和史(下)』、東洋経済新報社
- 農林中央金庫調査部 [1957]、『農業協同組合十年の歩み [上]』、『金融財政事情』、1957年11月11日、pp.35-41
- フェーブル、リュシアン [1995]、『歴史のための闘い』、長谷川輝夫訳、平凡社 (Febvre, Lucien [1965], *Combats pour l'histoire*, Librairie Armand Colin, Paris)
- 福島県商工信用組合(編) [1974]、『福島県商工信用組合二十年史』、福島県商工信用組合
- 布施陶一 [1955]、『五カ年の歩みを顧みて=社団法人『金融財政事情研究会』の活動状況=』、『金融財政事情』、1955年6月13日、pp.36-37
- 細野孝一 [1953]、『中小企業の組合金融—商工組合中央金庫・信用協同組合—』、磯部喜一(編)『中小企業の組織化』、有斐閣、pp.77-96
- 松原藤由 [1969]、『中小企業における組織化の変遷と現行組合制度』、『関西大学経済論集』、第18巻6号、pp.1-22
- 水野 武 [1969]、『中小企業組織化の展開』、『国民経済雑誌』、第120巻5号、pp.21-36
- [1972a]、『中小企業組織化の新しいあり方について』(日本学術振興会委託調査結果報告「中小企業組織化の新しいあり方」第I部)、『商工金融』、第22巻7号、pp.4-13
- [1972b]、『中小企業組織化の再検討』、『神戸大学 経済学研究年報』、第19号、pp.109-133
- [1973]、『中小企業組織化再論』、『国民経済雑誌』、第128巻1号、pp.22-37

- [1977]、「中小企業組織化の意義と必要性」、加藤誠一ほか（編）『組織問題と中小企業』、同友館、pp.3-28
- 南福岡信用組合（編）[1964]、『12年の歩み』、南福岡信用組合
- 森 静朗 [1973]、『金融機関の合併行動批判』、金融新報社出版部
- 森田弥一 [1974]、「二十五年を顧みて」（中小企業等協同組合法制定25周年記念随想）、『中小企業と組合』、1974年7月、pp.21-22
- 安武善蔵 [1949]、「組合の鞏固な結束を望む」、『信用組合』（全国市街地信用組合協会）、昭和24年5月25日、p.1
- 山崎龍夫 [1950]、「最近の中小企業金融の動向—日銀中小企業別枠資金を中心として—」、『中小企業協同組合』、1950年5月、pp.5-8
- 山中篤太郎 [1953]、「中小企業組織化の可能性」、磯部喜一（編）『中小企業の組織化』、有斐閣、pp.1-25
- （編）[1958]、『中小企業の合理化・組織化』、有斐閣
- 山本 貢 [2005]、『中小企業組合の歴史的展開』、信山社出版
- 由里宗之 [2003]、『リレーションシップ・バンキング入門—地域金融機関と顧客・地域社会との互恵的関係のために—』、金融財政事情研究会
- [2019a, b]、『『協同組合』の旗印を守り通したしんくみ（前編・後編）」（「昭和期しんくみのルーツとあゆみ」第3回・第4回）、『しんくみ』、2019年8月、pp.48-51、および2019年10月、pp.52-55
- [2019c]、『『コミュニティ・バンク』型しんくみの新設（前編）」（「昭和期しんくみのルーツとあゆみ」第5回）、『しんくみ』、2020年10月、pp.58-61
- [2020a]、「日本相銀の『中堅企業』指向と『選択的拡大論』—相銀業態の中小企業融資先数の減少をもたらした一因—」（後編）、『経営研究』（大阪市立大学）、第70巻6号、pp.27-48
- [2020b]、「職域型・業域型しんくみの新設（後編）」（「昭和期しんくみのルーツとあゆみ」第9回）、『しんくみ』、2020年8月、pp.32-35
- [2020c]、「民族系しんくみの新設」（「昭和期しんくみのルーツとあゆみ」第10回）、『しんくみ』、2020年10月、pp.33-36
- [2020d]、「無尽会社の一つの基盤としての『無尽講の心性』—私人間無尽が提供した意識されざる『営業支援』と昭和戦前・戦時期における同『心性』の衰微—」、『中京企業研究』、第42号、pp.89-141
- [2020e]、「業界中央組織の新設」（「昭和期しんくみのルーツとあゆみ」第11回）、『しんくみ』、2020年12月、pp.34-37
- [2021a, b]、『『協同組織』信用金庫における『協同』の位置づけ—信用金庫法の立法経緯とその前後の業界論説から—」（前編、後編）、『経営研究』（大阪市立大学）、第72巻2号、pp.85-111、および第72巻3号、pp.43-70
- [2021c]、『『信用金庫丸』の船出—金庫人も当局者も喜び合った1951年とそれに至る紆余曲折—』、『信用金庫』、2021年6月、pp.12-15
- [2021d]、「組合員融資に邁進するしんくみ（その2）」（「昭和期しんくみのルーツとあゆみ」第13回）、『しんくみ』、2021年4月、pp.36-39
- [2021e]、「組合員融資に邁進するしんくみ（その3）」（「昭和期しんくみのルーツとあゆみ」第15回）、『しんくみ』、2021年8月、pp.44-47
- [2021f]、「組合員融資に邁進するしんくみ（その4）」（「昭和期しんくみのルーツとあゆみ」第16回）、『しんくみ』、2021年10月、pp.48-51
- 預金保険機構 [2007]、『平成金融危機への対応—預金保険はいかに機能したか—』、金融財政事情研究会
- 吉野俊彦・中川幸次 [1980]、『金利の解説』（31

版)、日本経済新聞社

吉原省三ほか(編集代表) [2000]、『金融実務大辞典』、金融財政事情研究会

渡辺俊三 [2003]、『戦後再建期の中小企業政策の形成と展開』、同友館

X・Y・Z(匿名) [1957a]、「商工中金と中小公庫の役割とその在り方」、『金融財政事情』、1957年9月9日、pp.26-29

——(匿名) [1957b]、「信用組合の当面する課題とその在り方—金融制度調査会の審議に関連して—」、『金融財政事情』、1957年10月21日、pp.32-33

対談・座談会・委員会速記録 (対談等の掲載誌の年月順)

「これからの中小企業金融はどうなるか」(座談会) [1951]、『中小企業協同組合』、1951年10月、pp.6-16

「商工中金今昔ばなし」(対談) [1952]、『中小企業協同組合』、1952年2月、pp.4-13

「商工中金法をめぐりて」(1955年6月21日参議院商工委員会速記録) [1955]、『中小企業協同組合』、1955年10月、pp.4-13

「信用組合当面の諸問題」(座談会) [1956]、『中小企業協同組合』、1956年8月、pp.20-33

「信用組合の窓口から見る」(座談会) [1956]、『中小企業協同組合』、1956年12月、pp.26-39

「信用組合の経営はどうすれば伸びるか」(座談会) [1958]、『中小企業協同組合』、1958年8月、pp.17-34